

### 第3章 本県の農協組織活動

#### 第1節 本県の農協合併

##### 1. 農協合併助成法以前の合併

農協合併は、昭和36年4月1日に施行された助成法以前から実施されていた。そのほとんどは、組合経営規模の弱小による経営不振からの脱却であった。

農協合併はもともと自主合併であるのに、助成法後は、助成法イコール農協合併のイメージが強

表Ⅲ-8(1) 昭和27～31年時の合併状況

年 度	組 合 名	正組合員 戸 数	参加組合名	正組合員 戸 数	合併の 形 態	認可年月日	指令番号	登記年月日																																																																																
昭27年	置賜 金山村 第 一	357戸	金山村第一	174戸	吸 収	27. 11. 10	8, 216	27. 12. 26																																																																																
			金 山 村	183					29	三 沢 村	633	三沢村東部	362	新 設	29. 4. 1	2, 646	29. 4. 14	三沢村田沢	271	十 王	282	十 王 村	197	新 設	29. 6. 1	10, 484	29. 6. 18	白鷹村折居	85	小 国 町	935	小 国 町	554	新 設	30. 2. 1	724	30. 3. 1	南小国村	229	北小国村	152	津 川 村	398	津川村東部	194	吸 収	30. 2. 1	698	30. 3. 1	津川村西部	204	30	田 川 村	399	田 川 村	284	吸 収	30. 4. 1	1, 757	30. 4. 12	西田川郡 田川村	115	立 川 町	1, 176	立 川 町	665	吸 収	31. 3. 15	1, 357	31. 4. 2	清 川 村	168	立 谷 沢	343	31	米 沢 市	663	米 沢 市	488	吸 収	32. 3. 20	2, 097	32. 3. 22	米沢市上長井	175	西 山	976	西 山
29	三 沢 村	633	三沢村東部	362	新 設	29. 4. 1	2, 646	29. 4. 14																																																																																
			三沢村田沢	271						十 王	282	十 王 村	197	新 設	29. 6. 1	10, 484	29. 6. 18	白鷹村折居	85	小 国 町	935	小 国 町	554	新 設	30. 2. 1	724	30. 3. 1	南小国村	229			北小国村	152					津 川 村	398	津川村東部	194	吸 収	30. 2. 1	698	30. 3. 1	津川村西部	204	30	田 川 村	399	田 川 村		284	吸 収	30. 4. 1	1, 757	30. 4. 12	西田川郡 田川村	115	立 川 町	1, 176	立 川 町			665	吸 収					31. 3. 15	1, 357	31. 4. 2	清 川 村		168	立 谷 沢	343	31	米 沢 市	663	米 沢 市	488	吸 収	32. 3. 20	2, 097	32. 3. 22	米沢市上長井
	十 王	282	十 王 村	197	新 設	29. 6. 1	10, 484	29. 6. 18																																																																																
			白鷹村折居	85						小 国 町	935	小 国 町	554	新 設	30. 2. 1	724	30. 3. 1	南小国村	229			北小国村	152					津 川 村	398	津川村東部	194	吸 収	30. 2. 1	698	30. 3. 1	津川村西部	204	30	田 川 村	399	田 川 村	284	吸 収	30. 4. 1	1, 757	30. 4. 12	西田川郡 田川村		115	立 川 町	1, 176		立 川 町	665	吸 収	31. 3. 15	1, 357	31. 4. 2	清 川 村			168	立 谷 沢	343	31		米 沢 市	663	米 沢 市	488				吸 収	32. 3. 20	2, 097	32. 3. 22	米沢市上長井		175	西 山	976	西 山	801	吸 収	32. 3. 26	2, 276	32. 3. 20
	小 国 町	935	小 国 町	554	新 設	30. 2. 1	724	30. 3. 1																																																																																
			南小国村	229																																																																																				
			北小国村	152																																																																																				
	津 川 村	398	津川村東部	194	吸 収	30. 2. 1	698	30. 3. 1																																																																																
			津川村西部	204						30	田 川 村	399	田 川 村	284	吸 収	30. 4. 1	1, 757	30. 4. 12	西田川郡 田川村	115	立 川 町	1, 176	立 川 町	665	吸 収	31. 3. 15	1, 357	31. 4. 2	清 川 村	168	立 谷 沢	343	31	米 沢 市	663	米 沢 市	488	吸 収	32. 3. 20	2, 097	32. 3. 22	米沢市上長井	175	西 山	976	西 山	801	吸 収	32. 3. 26	2, 276	32. 3. 20	西川町本導寺	175																																			
	30	田 川 村	399	田 川 村	284	吸 収	30. 4. 1	1, 757	30. 4. 12																																																																															
西田川郡 田川村				115																																																																																				
立 川 町		1, 176	立 川 町	665	吸 収	31. 3. 15	1, 357	31. 4. 2																																																																																
			清 川 村	168																																																																																				
			立 谷 沢	343																																																																																				
31	米 沢 市	663	米 沢 市	488	吸 収	32. 3. 20	2, 097	32. 3. 22																																																																																
			米沢市上長井	175																																																																																				
	西 山	976	西 山	801	吸 収	32. 3. 26	2, 276	32. 3. 20																																																																																
			西川町本導寺	175																																																																																				

〔注〕 県農政課

表Ⅲ-8 (2) 昭和32・34年時の合併状況

年 度	組 合 名	正組員数 戸	参加組合名	正組員数 戸	合併の 形 態	認可年月日	指令番号	登記年月日
昭32年	白 鷹	1,056戸	荒 砥	550戸	新 設	33. 1. 21	435	33. 1. 30
			十 王	282				
			鷹 山	224				
	西 川 町	1,852	西 山	1,033	新 設	32. 7. 27	5,703	32. 8. 1
			川 土 居	640				
			西川町 大井沢	179				
34	河 北 町	1,409	谷 地	968	新 設	35. 3. 14	2,840	35. 3. 28
			北 谷 地	441				
	温 海 町 (福栄農 協を名称 変更)	1,286	温 海 町	219	吸 収 (福栄に 吸収)	35. 3. 21	3,213	35. 3. 31
			福 栄	397				
			小 国	135				
			念 珠 関	360				
			巖 川 郷	175				

〔注〕 県農政課

まったようである。ただ系統のなかでは、便宜上、助成法以前を自主合併と呼んでいた。だからといってその後の合併は、自主合併でないとはいえない。いかに促進のために拍車がかかったとはいえ、その底には自主合併がひかえていた。

〈助成法以前の県農協大会の合併促進決議〉

第3回大会 (29.8.20, 鶴岡市)

第4回大会 (30.8.17, 米沢市)

第9回大会 (35.9. 4, 赤湯市)

昭和27年度以降、34年までの本県における合併状況を表Ⅲ-8に表示した。

## 2. 合併助成法後の農協合併

合併助成法施行の昭和36年は、農協の再建整備も、全国的によくかたがつき、日本経済が高度成長期に入った所得倍増の時期であった。農業基本法(6月)より一足さきにてた農協合併助成法(3月)につき、一方では「押しつけ合併だ」「官製合併だ」などと呼び、他方では「時代の要請だ」といい、農協合併は、その過程においてたいへんな難事業となった。比較的スムーズに合併ができたところもなくはなかったが、それはごくまれで、難渋したところでは「さいの河原の石積みのようにだ」とよくいわれた。

県内農協のなかには、まだ経営不振から脱けきれずにいた農協(37年度224農協中繰越欠損保有組合34組合)もあった。だが、全般的には再建から立直り、基本法もでたことだし、なんとかいけるだ

ろうという色が濃かった。反面、米の一部自由化構想あるいは肥料2法の廃止、貿易自由化など一連の農業抑圧政策がにわかに強化されてきたので中央会は、「農業の防衛のため農協の組織を強めなければならない」として、まず、農協合併地区協議会を開催して農協合併を強調しはじめた。そのとき中央会が持参した資料は、正組員戸数1,000戸、2,000戸、3,000戸を想定しての水田、田畑地帯に分けた総合農協の経営形態試算であった。

その後、36年10月23日、県農協会館で合併促進協議会設立準備会が開催され、合併推進の諸準備が整えられた。このときの合併促進計画は、224農協を5年間で3分の1程度に合併するメドであった。昭和41年には、本県の農協数80組合程度をもくろんだ。しかし、実際は133組合（41年）であった。83組合になったのは、47年であるからかなり長びいたことになる。

#### <山形県農協合併促進協議会発足>

昭和36年11月2日、県農協合併促進協議会設立委員会が開かれ、次に掲げる促進要綱、規則、委員、専門委員、事業方針が決定された。以来、年度は変わり、人は変わったが今なお続いている農協の合併である。

#### 山形県農業協同組合合併促進要綱

##### 第1趣旨

最近における一般社会経済の発展に即応して、農業構造の改善、農業経営の近代化が強力に促進される諸情勢にかんがみ、農協に期待する分野は極めて大きなものがある。また、農民生活と農家経済の向上発展をはかるため農協がその機能を十分に発揮し、農村経済の中核的機関としての役割を果たすには、組合の規模拡大によって経営の合理化、事業の拡充強化が行なわれることが極めて必要な現状にある。

そこで、県は農協関係機関と緊密な連携のもとに合併に関する趣旨の普及指導ならびに助成の措置を講じ総合農協を重点とした組合自体の自主的な合併の促進をはかるものとする。

##### 第2 合併の目標（経営基礎の確立。ほか省略）

##### 第3 促進期間（36.4.1～41.3.31……この期間は助成法期間と同一であるがその後同法は継続されていた）

##### 第4 合併の基準（農協合併区域は、できるだけ市町村区域とする。正組員戸数は原則として千戸以上。ほか省略）

##### 第5 合併推進体制及び推進業務（県段階、地方事務所段階、市町村段階にわけて推進。ほか省略）

##### 第6 助成措置（内容省略）

##### 第7 市町村および系統連合会の援助（内容省略）

##### （規約）

第1条 山形県農協合併促進要綱に基づき、農協の健全なる発展をはかるため「県農協合併促進協議会」をおく。

第2条 事業（①合併の促進方策の樹立 ②合併経営計画の審議 ③地区合併協議会の結成指導 ④地方協議会の指導連絡 ⑤合併促進のための広報活動 ⑥その他合併促進に必要な事項

第3条 県協議会の組織（次表委員名簿の所属団体の通りなのでここでは列記を省略）

第4条 委員、（次頁の名簿参照）

第5条 会長、副会長の任務（省略）

第6条 会議の招集（省略）

第7、8条 専門委員（次頁の名簿参照）

第9条 事務局、（県農林部におく。事務局員は次頁の名簿参照）

第10条 経費、（省略）

### 第Ⅲ編 山形県農協運動の推移

この規約は36年11月2日より施行する。

#### 設立当初の山形県農協合併促進協議会委員

会長・山形県副知事（華山親義）、副会長・農林部長（小暮光義）、副会長・中央会長（大山不二太郎）、議会農林常任委員長（板垣羽右エ門）、信連会長（山木武夫）、山経会長（高橋正吾）、庄経会長（豊田永治）、共済連会長（大山不二太郎）、青果連会長（須藤直一郎）、養連会長（深瀬民吉）、農業会議会長（大久保伝蔵）市長会長（同前）、町村長会長（市川清矩）、組合長会連絡協議会長（平田広吉）、東南村山地区代表（高橋一司）、西村山地区代表（柴橋正雄）、北村山地区代表（板垣重次郎）、最上地区代表（高山正太郎）、東南置賜地区代表（遠藤清海）、西置賜地区代表（小松韓紀兒）、田川地区代表（佐藤晃司）、飽海地区代表（伊藤惣治郎）。

#### 同上専門委員

県農政課長（新井昭一）、同課次長（鎌田雅俊）、同課団体主査（武田与一）、中央会参事（草刈政蔵）、同経監部長（皆川清輝）、信連参事（佐藤亮）、山経参事（栗野武夫）、庄経監理室長（小田早稲太）、県共連参事（伊藤弑郎）。

#### 同上事務局員（昭和37年5月）

事務局長（県農政課長・新井昭一）、事務局次長（中央会経監部長・佐藤鶴松、県農政課次長・鎌田雅俊）、事務局員（県農政課）、寒河江、宮林、山川、高島、伊豆田（中央会）、信夫、佐藤、庄田、遠藤（山経）畔柳（庄経）、開沼（県共連）高島。

#### <市町村段階の合併研究会（協議会）と地方協議会（地方事務所単位）>

自主自立を理念とする農協が、ほかの農協と合併するにはそれなりの決定的な合併理由がなければ合併への立入禁止はあたりまえであって、その理由がで上がるまでには相当の時間を必要とした。決定的な理由、それは合併すればこうなるという「合併農協経営計画書」である。その計画書は、合併をしようとするすべての農協のあらゆる内容（組織、経営、要員、財務等）を互いに調べあげたうえでないと作成できない。その調べは、同一基準によるいわゆる県と中央会による財務確認（監査）が伴う。しかも、合併に関するなんの前ぶれもなく、いきなり財務確認（財確）とか合併経営計画書の作成にはとりかかれぬ。だから、農協合併は、見合いからはじまって結婚にゴールインする例によくたとえられた。

合併の研究段階を経てでないとい合併協議会段階にまで突き進めないのを通例としていた。「研究ならよい」「合併するという協議をした覚えがない」ということにとくなりやすかったからである。そのためには、まず、はじめに合併の気があるかないかからはじめなければならなかった。そのためには、農協関係でない仲人役を必要とした。市町村段階の農協合併研究会（協議会）では市町村長がその長となり、地方段階では地方事務所長が、県段階では副知事が、その長となったのはそのためだった。仲人役とその女房役をつとめた農林部（課）長、および課員たちの活躍ぶりもまたたいしたものであった。

山形県農協合併促進協議会が作成し、全県に配付した合併の段どり（例）は図Ⅲ-1の通りであった。合併を推進した人々には忘れがたき表と思われる。

#### <農協合併は是非かの模擬討論会（置賜農青協）>

農協合併は、合併総会（臨時総会）における3分の2の特別議決を必要とする。3分の2以上の賛成が得られないと合併は成立しない。3分の2の組合員の意思決定をめぐって、総会が極度に紛糾



し混乱状態になることもあれば、すんなり合併賛成に傾くこと、あるいは反対に合併反対が大勢を占めることがあって、きわめて多様であった。農協の役員、職員のなかにも賛否両論はあった。なんといっても、組合長の決意がもっとも大きく作用したことはいうまでもない。

合併の賛否の問題では、かぞえきれないほどのケースがあるが、事例紹介の一つとして東南置賜農青協主催(委員長・近野太郎左エ門)の農協合併模擬討論のもようを次にあげてみよう。

模擬討論は盟友80人のなかから賛成派5人、反対派5人の弁士を選びだし、司会者には後藤正美副委員長、助言者には菅野一雄県中支所長があたって、盟友は組合員の立場にたって、合併はか非かを討論するという研修であった。

#### 賛成派の主張

①農協の事業分担の合理的な配分がはかられる、②営農指導事業が強化される、③職員の薄給が解消される。有能な人材が採用できる、④事業コストが引き下げられる、⑤施設の合理的活用がはかられる、⑥信用力増大、取引上の発言力大となる、⑦役員も少数精鋭化できる、⑧内部けん制組織が確立される。

#### 反対派の主張

①大農協になれば組合員との結合が弱まる危険あり、②予約購買品の供給などサービス低下の危険あり、③総会内など遠距離で不便になる。

#### 討 論

(反対) 現在ですら自主性が欠けているのに、合併してよくなるどころかかえって悪くなる。

(賛成) 将来の農業を考えるに、現在の農協では小規模のため資金が弱く、現在ですら不信を買っている。

合併すべきだ。

(反対) 現在の農協は農民不在の農協だ。それを解決したのち合併すべきだ。

(反対) 大型化すると官僚化しやすい、支所が冷遇されやすい。町村合併のようになりやすい。

(賛成) 合併してよかったという実例がある以上、そんな心配はない。また町村合併と農併農協を同一にみるのはまちがいだ。

(反対) 合併は農民ひとりひとりの要求からでなく天下り式ではないか。

(賛成) しかし、誰も手をつけずにこのままでは農民の幸せがもたらされるか。

結論「農民の幸せを考えると弱小農協では他産業の資金力に対抗できない。合併で農協の力をもっと強めることがわれわれの使命だ」置賜地方の合併が促進された背景には、このような青年部活動もあった。

#### <県合併促進協統一方針をだす>

農協の通常総会で、合併を議題として取り上げなくとも、合併が話題になることは当然予想されることなので、その場合の取り扱いにつき県合併促進協は、①議事に入る前の取り扱い、②議事に入ってからでの取り扱い、③緊急動議や議案としてだす場合の取り扱い、という三つに分けての統一方針をだして、農協合併への準備に備えた。

このほか、単協総会における説明内容例として、①農協の現状と規模拡大の重要性、②合併研究会、協議会についての報告、③今後の促進方策、④助成法に伴う援助措置の内容等についても説明例を作成配布していた。

#### <合併助成法の骨子>

① 助成期間—36年4月1日から昭和41年3月31日まで5カ年間(後に延長された)。

② 目標—1組合当たりの正組合員戸数1,000戸以上、1市町村1組合を原則とする。

- ③ 助成(1)施設取得期間が合併日後2年以内のもので合併経営計画書に記載あるものにつき助成。施設取得の3分の1と合併する農協数に10万円を乗じて得た額のいずれか低い額。(2)中央会が合併組合に対して駐在指導員を派遣した場合。
- ④ 税法上の特例一租税特別措置法の一部が改正され課税の特例が認められた。
- ⑤ 合併経営計画の樹立—合併日を含む事業年度以後3事業年度の経営計画樹立(知事が合併認定をする必須条件)。

<県の農協合併援助措置>

「知事は、予算の範囲内において、別に定めるところにより合併の推進ならびに合併農協の振興を図るため、次の財政援助を講ずるものとする」

- ① 県農協合併促進協議会の合併促進に要する経費の負担
- ② 合併農協が施設の統合整備のため必要な施設の改良造成又は取得に要する経費、合併事業に要した経費
- ③ 中央会が合併農協に対し駐在指導員を派遣して合併経営計画の実施につき指導を行なうに要する経費
- ④ 合併しようとする地区合併協議会の運営に要する経費

<助成法直後の本県農協合併の動向>

◇ 36年度農協合併研究会結成計画

山形市(20農協)、上の山(7)、豊栄村(2)、中山町(2)、寒河江市(10)、河北町(3)、大石田町(3)、東根市(6)、村山市(9)、尾花沢市(6)、新庄市(6)、真室川町(3)、舟形町(3)、鮭川村(3)、宮内町(5)、高島町(5)、赤湯町(2)、和郷村(2)、白鷹町(4)、小国町(2)、飯豊町(4)、長井市(2)、鶴岡市(10)、三川村(3)、羽黒町(3)、櫛引村(2)、八幡町(4)、遊佐町(6)、平田村(3)、酒田市(13)、松山町(3)、計30。

◇ 36年度農協合併協議会結成計画

最上町農協合併促進協議会	合併目標	37.3.31
朝日町 " "	"	36.9.19
大江町 " "	"	36.9.20
藤島町、藤島町八栄島農協	"	36.9.29
川西町西部地域農協合併調査協議会	"	36.9.28
天童市地域農協合併調査委員会	"	未定

◇ 37年度農協合併研究会結成計画

山辺町(5農協)、戸沢村(3)、米沢市(9)、川西町(2)、大塚・大川、余目町(6)、大山町(2)、温海町(2)、朝日村(3)。

<合併助成法直後の全国動向>

農協合併への取り組みは西日本が早く、米地帯である東北・北陸は出足が遅かった(表Ⅲ-9参照)。

**3. 本県の農協合併はこうして実現した**

[昭和37年度] 本県の第1号は最上町(合併助成法後)

最上町農協は、36年度中(37.3.31)合併実現を予定したが、西小国農協不参加となり、富沢(組合長・吉田与惣吉)東小国(中島喜蔵)、最上西(組合長・佐藤啓輔)の3農協が最上町農協(組合長・吉田与惣吉)として37年5月1日に合併した。(組合員1,163人、管理部、業務部、営農部の3部制をとり3支所1出張所)。

続いて川西農協が37年合併総会を終了し、小松(組合長・江口金三郎)、玉庭(組合長・山田耕)、東沢(組合長・渡部良太郎)の3農協、組合員1,024人がまず、川西農協(組合長・江口金三郎)として38年1月7日発足した。(管理、資金、業務、営農の4部制、2事業所体制)、大川、大塚、吉島、中郡農協をのぞく

表Ⅲ-9 合併助成法直後の合併状況

	農協数	36年度 中合併 組合数	左の関 係組合	37年合 併計画	左の関 係組合		農協数	36年度 中合併 組合数	左の関 係組合	37年合 併計画	左の関 係組合
北海道	346	3	7	4	10	山形	224	1	3	8	24
青森	227	7	17	10	27	福島	375	8	28	20	81
岩手	261	1	4	?		茨城	359	6	22	11	41
宮城	223	1	2	13	49	栃木	209	0		5	17
秋田	267	1	4	11	40	群馬	225	5	10	10	28
埼玉	367	17	77	20	91	和歌山	223	3		5	19
千葉	287	2	9	12	37	鳥取	194	4	15	11	46
東京	92	0		2	7	島根	281	11	51	15	75
神奈川	169	1	2	6	40	岡山	267	18	79	15	70
新潟	460	5	10	15	50	広島	450	8	38	14	44
富山	272	0		4	17	山口	259	2	11	4	17
石川	250	1	2	5	17	徳島	154	3	8	8	23
福井	176	3	15	9	49	香川	198	0			
山梨	179	0		1	15	愛媛	292	12	41	19	98
長野	445	5	12	22	76	高知	199	5	?	14	63
岐阜	365	2	6	9	35	福岡	344	13	64	22	28
静岡	339	5	34	11	72	佐賀	147	0		3	18
愛知	394	5		11	54	長崎	198	2	4	18	58
三重	385	12	44	23	109	熊本	340	8	22	13	58
滋賀	193	5	16	11	52	大分	254	7	35	21	108
京都	239	1	2	4	16	宮崎	117	0		5	13
大阪	243	2	4	6	20	鹿児島	229	2		16	50
兵庫	407	10	30	?							
奈良	158	1	2	1	4	計	12,282	208	730	467	1,866

〔注〕 1. 全中資料

2. 山形県の1は最上町、8は天童市、上山市、大江町、大石田町、河北町、川西町、白鷹町、藤島町が予定されていた。段階合併であった。

〔昭和38年度〕 3ケースが誕生（河北・大石田・天童）

38年度が明けると、「河北町」の全農協、河北町（組合長・矢作兼吉）、西里（組合長・原田九蔵）、溝延（組合長・須藤太七）の3農協が4月1日に合併し、組合員2,830人の大農協となった。（新組合長・鈴木幾太郎、業務機構、管理、業務、営農、3部4支所制）。同4月30日には、大石田農協（組合長・尾崎源造）、横山農協（組合長・高橋長五郎）、亀井田農協（組合長・佐々木正雄）の3農協が合併して、組合員1,479人の大石田農協（組合長・土屋良策）として誕生した。（管理、金融、経済、営農4部4支所）。8月1日には天童市内の蔵増、山口、高橋、干布農協をのぞく5農協、天童農協（組合長・高橋一司）、成生農協（組合長・押野豊太）、寺津農協（組合長・仲島信吉）、津山農協（組合長・山口忠雄）、田麦野（組合長・東海林源一郎）が合併して天童市農協（組合長・高橋一司）となり、組合員2,177人、業務第1,2,指導の4部5支所でスタートした（表Ⅲ-10参照）。

表Ⅲ-10 東北地方の総合農協合併状況

	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島
合併農協	5	7	3	3	6	5	21
参加農協	11	16	13	12	26	17	71

〔注〕（山形県）最上町・川西・河北町・大石田町・天童市の5農協



## 〔昭和39年度〕 白鷹町5農協合併

白鷹町5農協・白鷹（組合長安部四良），蚕桑（組合長鈴木辰次），鮎貝（組合長樋口又吉），東根（組合長紺野六郎兵衛），白鷹酪農（組合長横山久助）が合併して，白鷹農協（組合長紺野六郎兵衛）となり，40年3月31日に発足した。機構・管理・指導・酪農・金融・経済5部5支所，1出張所，組合員3,401人。

## 〔昭和40年度〕 本県農協合併第1のピーク

本県における農協合併の進度をグラフに書くとすれば鳥海山型になる。コブのところは助成法公布から39年までの合併であり，頂上の3つのトンガリは，40年と43年と46年である。40年度は，オール置賜と山形などを含む17ケースの誕生，参加組合95であり，43年度は，庄内の郡部6ケースのほか3ケース計9ケース，27組合の参加であった。46年度は，鶴岡市，酒田市，新庄市を含む8ケースの誕生，37組合の参加であった。合併ピーク時の共通的特徴は，役員任期と助成法の最終年度にあっている。次に，合併最高潮だった昭和40年度から振り返ってみよう。

本県農協合併の最大の特徴は，37年から中央会が中心となつてすすめた「地域営農改善計画を合併のビジョン（写真）ないしは合併経営計画書のなかに取り入れたことである（合併経営計画書の附属書として別冊にしたところもある）。

## 「農協合併推進の公式」

- ① 営農指導を強化し，経営の合理化ができる。
- ② 事業の拡大と有利な条件確保ができる。
- ③ 財務内容が強化する。
- ④ 執行体制の充実と労務管理の確立がはかれる。
- ⑤ 系統組織の合理化，市町村行政との連携が強まる。

合併推進上，この公式が「合併のねらい」としてよく使われた。しかし，合併部落座談会での組合員からの質問には，なかなか公式通りにはいかなかった。「合併して何がよくなるのか」「合併して誰がよくなるのか」「組合の役員は合併をしたいのか」というギリギリの質問がでたことはどの部落座談会でもよく聞かれたことである。

これに対して，「大同団結」とか「時代の流れ」あるいは「事業量が大きくなる，信用力を増す」だけでは，容易に納得できず，組合員自身の営農に直結する地域営農改善計画の内容が合併によってより効果を高める役割を果たすというそのことが合併推進の大きな決め手となった。それが，本県の農協合併のもっとも大きな特徴だった。もし，地域営農改善計画書を合併計画に持ち込まなかったならば「各組合の試算表の横つなぎが合併農協の姿」なのかといわれたにちがいがなかった。地域営農改善計画が合併の基礎データになった例を，置賜北部の同計画のなかから次に拾ってみる。

「置賜北部ブロックの地域営農改善計画は，地域全体が水稻，酪農，養鶏を中心とし，それに漆山はそ菜，宮内，梨郷は果樹とそ菜，赤湯は果樹，沖郷は養蚕と果樹，中川，小滝，吉野，金山は養蚕を組み合わせた重点作物として団地化をすすめる計画。このため営農指導の機能をじゅうぶんに発揮できるよう43年度には指導員40人の配置を計画している。畜産では獣医，人工授精師を配置，集乳所（山経）を設置して学校給食の拡大などを折りにこんでいる」等。

置賜地域は，ほとんどいっせいにこの地域営農改善事業にとりかかり，農協合併の強力な基礎と

なった。同地域では、40年3月31日合併の白鷹農協を皮切りに、合併が全域におよんだ。置賜北部が行政区域を越えて合併したことにより、二町一村の行政合併も推進される運びとなった。

地域ぐるみですすんだ置賜地方に続き、今度は、村山地方が天童全市（第二次合併）、村山全市の予備契約の締結（40年度合併には楯岡、袖崎、戸沢が欠けた）。山辺町全域の合併総会、上山市、尾花沢、山形マンモス農協の動きがでるなど、36年以来、研究段階・協議会段階を通じて情勢判断・人事問題、本所問題・組合財産評価問題等が底流となって錯綜していた合併問題は、急速に合併実現へ集約されはじめた。また脱庄内広域合併構想で合併に踏みきることとなった朝日、余目、三川、松山の4町さらに最上の鮭川など全県に合併ムードが急上昇した。

置賜北部（現南陽市）農協が行政区域を越えた農協として10月1日発足、市部で全市一本の農協としてはじめての米沢市農協が12月1日、第二次合併としてすでに合併していた川西町と新たに参加した犬川、大塚、中郡、吉島の5農協合併が3月31日、屋代をのぞく高島町5農協が1月10日、西根農協をのぞく長井市5農協が3月31日、年度末ぎりぎり合併にすべり込んだ飯豊町全農協の合併が3月31日に実現発足した。置賜地方の合併のさなかに、協同組合短大の美土路教授を先頭に農協合併反対の運動が現地で盛り上がった一幕もあった。

村山市の場合は、二次合併として通算200回を越える部落座談会をやったといわれた（県中情報、1966.10）。蔵増、山口、高橋、干布、天童の5農協合併が約100人の理事出席のもとで調印されたが、蔵増総会が否決となり、4農協で3月31日合併した。高橋農協の合併総会では、開会時間と同時に始まり、合併決議もすぐに行なわれたが、その時間に遅れてきた反対派が議長団になぐり込みをかけ、当局側との乱闘さわぎが起ったことも、今にすれば合併の語り草の一つである。

山形農協。17農協が合併、正組合員戸数7,259という東北有数の大農協が実現した。17農協が果たして一度や二度の総会で合併実現可能かどうか疑問視する向きもあったが、一発の総会で実現した（鈴川農協の場合は2回）。202人の旧役員のなかから、新しく33人の理事と5人の監事が選任され3月31日スタートした。

山形市の場合も、はじめは全市20農協合併の方針だったが、本沢農協が当初から不参加の態度を示し、蔵王農協は、参加態度不鮮明をとりつづけ、都市化現象の色濃い山形市農協もまた不参加の態度を示し、3農協が欠け17農協となった。17農協のなかには「なんとしても山形市農協を抜きにしたドーナツ型の合併は回避しよう」という強硬意見もあって、中央会あるいは当時の大久保伝蔵山形市長に働きかけるなど、表面化はしなかったが、根強い工作が続けられた。山口山形市組合長も同調はしながらも、市農協の圧倒的反対意見を反転させ得ず、とうとうドーナツ型の合併となったのである。

村山地方では、山形農協のほか、①合併総会を4回も開催してやっと合併承認を得た大寺農協、大寺ほどではないが程度の差こそあれ総会承認に相当の難渋をした中、作谷沢、相模、山辺町の5農協合併。②農協資産の格差意識が働いてなかなかまとまり得なかったが、1組合（常盤）だけ脱落することの是非を考え、ついに組合員の納得を得てかけつけ、出来上がった4農協の合併経営計画を5農協に改め、めでたく全町6農協の合併となった尾花沢市農協。③明日こそが宿願の合併だというのに、しかも最後の夜の宿直を組合再建に賭けてきた組合長自らが受け持ちながら、突然、火災が発生して、事務所も帳票も焼失した上山市宮生農協を含む5農協合併の上山市農協（合併農協も

県下系統農協も復興を支援し、合併契約が速効した)。④村山市農協は楯岡と袖崎がはずれて、6農協の第一次合併となった。楯岡農協、西郷農協は合併に対して積極姿勢ではなかった。といえ県農協合併促進協議会の副会長であり中央会長である大山楯岡農協長は、一体どうなのかということになるが、組合長の意見即組合の意見にはしばしばなりえなかった合併問題の複雑さといえよう。袖崎農協も合併へのきしょくは鮮明とはいえなかった。このようにして、村山市農協が合併に至るまで、合併経営計画書が7回も書き改められた記録を持っている。

楯岡農協の場合は、ブドウ造園業者へのこげつき融資責任問題と処理問題がかたづいていないまま、合併へのすべりこみが問題として横たわっていた。また、楯岡農青協は合併経営計画の基礎は、地域営農改善計画でなければならぬとして、それを樹立し組合員にアピールする時間が是非必要だと主張してゆずらず、ついに第一次の合併には西郷は参加したが、楯岡は参加しなかった。村山地方の場合は、このようにして波乱含みの合併経過をたどった。村山地方以外のどの合併も決してなまやさしいものではなかったのが通例だが、特異なケースでは余目もある。

余目と朝日は、庄内経済連がアドバルーンをあげた庄内広域経済圏構想(庄内一本化農協)に対して、造反、脱庄内一本化の単協合併に先鞭をつける役割を果たした。ところが余目の場合は、二つに割れた。当時の富樫町長(余目町農協合併研究会長)は、人的まとまりに欠けるものがあるとみて、合併研究会を下界を離れた山頂会談に持ち込んだことがあった。山頂にいる間はまとまりがよかったが、山を下りるとやはり同じだった。最終の合併協議会では、ついに決裂して大和・十六合・八栄里・栄の4農協が退場の形をとってかたまり、余目町と常万が残って、その2農協だけがあとで合併することとなった。4農協の合併は、3月31日に新余目農協として発足した。

朝日村は、本郷・大泉・東の3農協で朝日農協として合併、三川村は横山・東郷・押切の3農協が合併して三川村農協となり、松山町は上郷をのぞく松嶺・内郷の2農協で合併、松山町農協となった。助成法後、初めての吸収合併形式だった(内郷が松嶺を吸収)。隣接の庄内が比較的、合併が遅れたためか、最上地方もまた合併の進捗は遅かった。そのなかで県下第一号合併の最上町はあるが、40年度合併の後続は大豊農協の一つに終わった。大豊は、鮭川農協をのぞく豊里、豊田の2農協だけの合併で大豊農協となった。

以上が、本県の40年度農協合併の経過概要であるが、40年度に大挙合併が実現したことにより36年228組合あった県下の農協は約半分の133組合となった。合併率では全国並みであった。本県農協の合併は苦難の登り坂を上りつめ、40年度で第一のピークに到達した。半数の農協が合併したことによる連鎖反応も手伝って、41年以降さらに合併は促進されていく。ただし、役員改選後2年間はそれほどすすまず、終期の43年に第二のピークをむかえることとなる。

#### ＜県合併農協連絡協議会発足＞ 41年8月10日

合併した農協は、山形市自治会館で組合長・参事出席のもとに「山形県合併農協連絡協議会」を結成した。会員は24農協、ねらいは組合員の期待にこたえられる農協づくりと系統組織の整備、事業は合併農協の執行体制や経営・事務体制など、会長には遠藤清海米沢市組合長、副会長は高橋一司天童市組合長、長南久久エ門立川町組合長、吉田与惣吉最上町組合長が選任された。

表Ⅲ-11 昭和40年度の農協合併一覧表

発足年月日 (登記)	組合名	組合長	正組合員 数	参加組合と(組合長)	
40.10.1	置賜北部 (現南陽市)	菊地 重太	3,649	10	宮内町(遠藤栄吉), 漆山(遠藤義雄), 金山(白石孝吉), 宮内町吉野(大場由太), 宮内町小滝(川井吉郎), 赤湯町(高橋繁雄), 中川(中村清蔵), 沖郷(菊地重太), 梨郷(松木宮次), 赤湯果樹
40.12.1	米沢市	遠藤 清海	4,908	9	米沢市(遠藤清海), 塩井(小関卯太郎), 窪田(加地秀一), 六郷町(佐久間久右ヱ門), 広幡(色摩三四郎), 米沢市三沢(大友庄蔵), 南原(竹田清一), 米沢市山上(須藤登), 上郷(油井寅太郎)
41.3.31	山辺町	後藤 仙弥	1,627	5	山辺町(竹俣清市), 大寺(広谷長雄), 中(峰田泰助), 作谷沢(鈴木亀松), 相模(後藤仙弥)
41.1.10	高島町	安部 繁雄	3,059	5	高島町(安孫子久), 二井宿(中川忠吉), 亀岡(鈴木勇作), 和田(高橋角兵衛), 糠野目(長谷川利夫)
41.3.31	川西町	江口金三郎	4,248	5	川西(江口金三郎), 犬川(江口太郎), 大塚(横田常世), 吉島(淀保), 中郡(遠藤義雄)
41.3.31	山形	佐藤清三郎	7,635	17	滝山(船越庄治), 山形市東沢(鈴木鎌太郎), 南沼原(高橋一夫), 山形市飯塚(神保儀一), 樺沢(石沢忠治郎), 山形市村木沢(三浦敏), 西山形(黒田源橋), 南金井(枝松銈蔵), 山形市鈴川(深瀬長市), 楯山(熊谷重右ヱ門), 高瀬(伊藤源内), 千歳(田苗義巳), 出羽(佐藤清三郎), 明治(室岡恒雄), 東金井(栗原武), 大郷(佐藤治之助), 山形市大曾根(寒河江哲)
41.3.31	尾花沢市	阿部 菊治	3,528	6	尾花沢市(阿部菊治), 尾花沢市福原(酒井忠蔵), 尾花沢市宮沢第一(阿部佳彦), 尾花沢市宮沢中央(押切武夫), 尾花沢市玉野(近藤助右ヱ門), 常盤(田村良太郎)
41.3.31	上山市	小玉孫右ヱ門	1,875	5	上山(須藤利右ヱ門), 上山市本庄(小玉孫右ヱ門), 上山市東(木村伊勢蔵), 上山市宮生(井上永雄), 山元(江口富蔵)
41.3.31	朝日	亀井繁太郎	1,095	3	朝日村本郷(難波安治), 大泉(亀井繁太郎), 朝日村東(渡部利正)
41.3.31	天童市	高橋 一司	4,045	4	天童市(高橋一司), 山口(鈴木治兵衛), 高橋(滝口直政), 干布(佐藤利八)
41.3.31	新余目	押切仁右ヱ門	2,138	4	大和(押切仁右ヱ門), 十六合(上野金次郎), 八柴里(阿部新太郎), 栄(中野五兵ヱ)
41.3.31	三川村	飯田 文吉	1,751	3	三川村横山(石栗金吉), 東郷(佐藤三郎), 三川村押切(太田辰蔵)
41.3.31	長井市	横山 平六	2,845	5	長井市中央(高橋庄吾), 致芳(菅野豊作), 平野(那須虎雄), 豊田(横山平六), 伊佐沢(渋谷伊ヱ門)
41.3.31	大豊	栗田伊勢蔵	571	2	豊里(栗田伊勢蔵), 豊田(沓沢亀五郎)
41.3.31	松山町	佐藤 匡	539	2	松山町松嶺(真嶋吉郎), 松山町内郷(佐藤匡)
41.3.31	飯豊町	長沼 清吉	2,019	4	豊原(長沼清吉), 豊川(竹田正二), 添川(横沢彦兵衛), 中津川(伊藤正男)
41.3.31	村山市	井沢 久弥	2,827	6	村山市大倉(笹原甚七), 大久保(井沢久弥), 村山市富本(土海八郎), 村山市岩野(渡辺惣太郎), 大高根(高橋貞治), 村山市西郷(工藤惣一)
—	17			95	

## 〔昭和41～43年度〕

41年以降の合併は、「前回合併すべくして合併にならなかった」「無理してまではと踏みとどまった」「条件が整わなかった」等の理由で、いわば持ち越された合併が多かった。なかには、今回初めて合併に手がけた組合もあるが、大部分は合併への取り組み体験を持ち、組合員の合併に対する考え方も練られてきた時期をむかえたのである。したがって、一般的にはそれほどの混乱もなく、「できるものはできる」というタイプで合併がすすんだ。しかし、農協は人の組織体であるだけにその組織を変える合併がいかに難事業であるかは想像にかたくない。

## ＜昭和41、42年度の合併＞

43年は役員任期の終期にあたるし、また延長助成法の終期にもなるので、合併もその期に集中するのであるが、それを待たずに村山市は41年6月1日に、余目町は42年4月1日に合併した。村山市の場合は、前記した事情で全市一本にまとまり得ずに6農協だけで発車した。それを追いかける形で村山市農協が、遅れた榎岡・袖崎と合併して村山市一円となった。余目町も、40年度に前記した事情で4農協（大和・十六合・八栄里・栄）が見切発車し、新余目農協を組織したので残った余目町と常万が合併し、余目町農協として発足することになり、同一町内に合併農協が二つできた。

表Ⅲ-12 昭和41～42年度の農協合併

合併日	組合名	組合長	組合員	合併参加組合と組合長	
41. 6. 1	村山市	井沢久弥	3,902	3	村山市（井沢久弥）、村山市榎岡（大山不二太郎）、村山市袖崎（近藤守吉）
42. 4. 1	余目町	佐藤幸雄	923	2	余目町（佐藤幸雄）、常万（渡部慶治）
43. 3. 31	寒河江市	柴橋政雄	926	2	寒河江市（柴橋政雄）、寒河江第一（渡辺七兵衛）

寒河江市は、県農協合併促進協議会長・板垣副知事の地元でありながら、10農協の合併は総論賛成、各論反対のようなまとまりにくい状態が助成法以来続いた。その手始めというか、とにかく2農協だけでもと、42年年度末に、寒河江市と寒河江市第一の合併が実現したのである。

## ＜急速に進んだ43年、第二のピーク＞

合併速度がいちだん遅れていた最上地区、庄内地区から8ケースの合併が誕生した。最上では真室川町3組合（真室川・安楽城・及位）と最上町2組合（最上町・西小国）の合併が実現した。真室川の場合は、前回（40年）、合併を目の前にして及位に経営上の欠陥が生じてご破算となり、今回、条件が整って合併が実現したのである。

最上町の場合は、第二次の合併であって一次に不参加を表明した西小国を吸収合併したのである。温海町の場合も最上町と同様、一次に不参加した山戸を温海町が吸収合併した。温海の一次合併は、助成法以前の合併だった。ただ、一次における西小国の不参加と山戸の不参加理由とはちがうものがあつた。一方は思惟的なものであり、片方は財産的なものが主であった。

藤島町も、前回（40年）、合併ギリギリの線まで接近したが、藤島町自体が理事会決議に手間どり、ついにまとまらないでしまったケースだが、その後情勢の変化もあって、当初から不参加表明をしていた東栄がはずれて藤島町、長沼、八栄島、渡前の4農協合併となった。

第Ⅲ編 山形県農協運動の推移

遊佐町も、前回、合併にある程度近づいたものの、歩調がそろわず、それ以上の前進ができなかったのであるが、今回(43年)は、最終的にまとまり、遊佐町、稲川、西遊佐、蕨岡、高瀬、吹浦の6農協の合併となった。かつては庄経の常務理事として活躍し庄内広域合併論の旗をかついだ佐藤政雄遊佐町長が、遊佐町農協合併研究会会長だったことは、立場の相違で、皮肉な現象であった。

八幡町も前回、庄内広域合併の帰趨を見守っていたが、今回最寄りの農協の合併に踏みきり、観音寺、一条、大沢、日向4農協全町一本の合併となった。

平田町には、南平田、田沢、北俣の3農協があった。南平田は平地で、かつて東・西・北平田とともに平田グループの一つであったが、行政合併で南平田だけ酒田市に合併にならず、平田町の主力構成員となった。田沢、北俣は山間地に属する再建整備では苦勞した組合だった。

その南平田は助成法当初から合併に対し積極性を示さず山間地帯の田沢、北俣だけの2農協合併となって今日にいたっている。

松山町は第二次の合併で一次に不参加だった上郷との2農協合併を実現し、これで全町一本の農協となった。

表Ⅲ-13 昭和43年度農協合併一覧表

発足年月日 (登記)	組合名	組合長	正組合員数		参加組合と組合長
44. 3. 31	最上町	二戸 正	1,499	2	最上町(吉田与惣吉), 西小国(大沼弘一)
44. 3. 31	真室川町	深瀬正義	1,357	3	真室川(深瀬正義), 安楽城(小野寿美), 及位(佐藤篤)
44. 3. 31	平田町	阿部一郎	701	2	平田町田沢(阿部一郎), 北俣(浅井宗一)
44. 3. 31	藤島町	豊田永治	1,990	4	藤島町(豊田永治), 藤島町八栄島(小鷹徳治), 藤島町長沼(渋谷繁太郎), 渡前(斎藤政雄)
43. 12. 20	温海町	本間甚作	1,447	2	温海町(本間甚作), 温海町山戸(佐藤又重郎)
44. 3. 31	遊佐町	池田源詮	3,779	6	遊佐町(大谷昇), 稲川(佐藤三太郎), 西遊佐(佐藤市太郎), 蕨岡(池田源詮), 高瀬(尾形聡一), 遊佐町吹浦(菅原恒男)
44. 3. 31	松山町	佐藤 匡	838	2	松山町(佐藤匡), 松山町上郷(富樫太一)
44. 3. 31	八幡町	佐藤富雄	1,516	4	八幡町観音寺(佐藤富雄), 八幡町一条(高橋三太郎), 八幡町大沢(後藤富吉), 八幡町日向(村上勘平)

<山形県農協合併促進協議会解散>

36年から43年まで、合併問題に全県的に真向から取り組んで本県農協の組織、経営規模拡大に寄与した県農協合併促進協議会はその任務がほぼかたがついたので、このへんでひと区切りつけようと44年4月16日、山形市産ビルで解散式が挙行された。36年9月29日から44年3月31日までの間にこの協議会の委員・専門委員・事務局員および地方支部構成員・事務局員として44年3月31日現在在職し、かつ1年以上その職にあったものに対して知事表彰があった(表Ⅲ-14参照)。

その後、合併助成法がさらに延期されたので、この協議会は、その構成内容等は変わったが、いわゆる自主合併推進の形で復活し今日に至っている。



〔昭和46年度〕 第3のピーク・庄内、最上に合併促進

昭和43年に峠を越した本県農協合併は、46年度になって第3のピークをむかえた(表Ⅲ-15参照)。庄内の鶴岡市、酒田市などが庄内広域合併論が下火になったところ、最終的に自主合併のかたちで盛り上がった。鶴岡は、鶴岡市・栄・京田・大泉・湯田川・黄金・斉・田川・上郷・豊浦・大山・西郷の12農協が47年3月31日に合併し、鶴岡市農協として発足した。酒田は、酒田市が総会否決となりドーナツ型になって不参加、新堀・袖浦・酒田市北部が当初から不参加。参加したのは、西荒瀬・鳥海・本楯・上田・東平田・北平田・中平田・広野・浜中の9農協が、同じく47年3月31日酒田農協として発足した。

酒田の場合は、酒田市農協青年部がいち早く農協合併を主張し、青年部自ら農協合併の青写真をつくって学習し、合併推進に精力的な活動を展開したが、点火しないまま数年を経過した事実もある。参事会もしばしば会合して合併の促進を検討したが、合併実現の実を結ぶところまでには相当の距離が残されたまま推移した。

また、最上川をはさんでの川南(新堀・広野・袖浦・浜中)をのぞく川北(川南以外の組合)だけでもなどという部分合併論も、酒田農協合併の裏面にあった。

酒田と同様、鶴岡の場合も、合併実現過程のなかで部分合併論があった。一方には“庄内は一つ”という意識が働いての広域合併論があれば、他方には、現実の問題としての行政単位合併、この二つが絡み合っただけの庄内特有のケースであった。

羽黒町の合併も、他からみれば三つの農協、しかも全国優秀組合として全中表彰を受けてたことのある泉、それに匹敵する広瀬、それが握手すれば前々から合併を主張していた羽黒の宿坊をかかえている手向とは、簡単に合併ができるものと見られやすかった。農協合併はそんな見方はあたらない。他所ではわからない固有の人格があって、羽黒は、毎年度合併実現の候補に上げられながら一進一退を繰り返した。ついには、優秀組合・泉に不正事件があってひと休み。それに“庄内は一つ”も背後にあって、長びいた合併であった。羽黒町農協として新発足したのは47年3月31日であった。

榊引町も、新庄市、舟形町も合併実現候補としてはいつもあげられてきたケースだった。来るべき時期がきて、合併ができたといえばそれまでだが、実現にいたるまでの経過はいずれの場合も、なみたいていではない過程を乗り越えてのことであった。榊引は、山添・黒川の2農協が合併し、榊引町農協として、舟形は舟形・長沢・堀内の3農協がそれぞれ47年3月31日に合併発足した。新庄は稲舟の負債処理問題が最後までもみ続けたが、最終的決断で新庄・稲舟・八向・八向第一が47年3月31日に合併発足した。

天童市の第三次合併は、天童市農協がこれまで長びいてきた蔵増を吸収合併して47年3月31日に発足した。

置賜で行政区域ではただ一つ残っていた小国町が小国町と津川が吸収形式の合併を実現し47年3月31日に発足した。



表Ⅲ-15 昭和46年度の農協合併一覧表

合併日	組合名	組合長	正組合員数	合併参加組合と組合長
47. 3. 31	鶴岡市	小池 喜一	5,730	12 鶴岡市(若公誠治), 鶴岡市栄(加賀山勝太郎), 京田(吉田直之助), 鶴岡市大泉(小池喜一), 湯田川(大井寛), 黄金(五十嵐久雄), 斉(佐藤喜一), 田川(菅原清太郎), 上郷(石井善一), 鶴岡市豊浦(今野浅太), 大山(本間芳郎), 西郷(南葉繁治郎)
47. 3. 31	酒田	伊藤惣治郎	4,587	9 酒田市西荒瀬(小野彦作), 酒田市鳥海(佐藤三一), 本楯(佐藤正光), 上田(佐藤祐治), 酒田市東平田(佐々木啓策), 酒田市北平田(伊藤惣治郎), 酒田市中平田(阿曾正雄), 広野(加藤勝美), 浜中(高橋寿蔵)
47. 3. 31	羽黒町	佐藤 繁雄	2,578	3 羽黒町広瀬(佐藤繁雄), 羽黒町泉(今井豊太郎), 羽黒町手向(山口喜一)
47. 3. 31	榊引町	佐久間朝之助	1,493	2 榊引町山添(佐久間朝之助), 黒川(剣持大和)
47. 3. 31	新庄市	山科 朝雄	1,859	4 新庄市(山科朝雄), 稲舟(長沢亀雄), 八向(庄司豊), 八向第一(斎藤国雄)
47. 3. 31	舟形町	斎藤 好松	1,108	3 舟形(斎藤好松), 長沢(叶内今朝雄), 舟形堀内(小野善佐)
47. 3. 31	天童市	佐藤 利八	4,417	2 天童市(佐藤利八), 蔵増(那須武夫)
47. 3. 31	小国町	宮崎 六郎	1,812	2 小国町(丹五平), 津川(井上秀雄)

43年度末112組合中、合併組合は数のうえでは3分の1の31組合でありながら、規模のうえでは組合員数が62%と2分の1を上回り、貯金・貸付・販売・購買取扱高共済保有高でも2分の1を上回った。

〔昭和49年度〕 大江町農協と二次合併の藤島農協が発足

大江町は、左沢・本郷・大江の3農協が大江町農協として10月1日発足した。このケースも一進一退を繰り返しながら推進を積み重ねてきた合併であった。藤島町のなかで長い間合併不賛成を鮮明にしてきた東栄農協が、今回の合併に踏みきり、二次合併として全町一本の藤島町農協が誕生した。

〔昭和50年度〕 寒河江市などついに合併成る

長年の宿題だった寒河江市9農協(二次合併)、朝日町3農協、戸沢村2農協がいずれも4月1日に合併農協として発足した。

合併助成法(昭和36年)当時、228の組合が14年を経た50年4月現在3分の1の69組合となった(表Ⅲ-18参照)。農協発足から合併助成法(36年)までが農協組織上の第1期とするなら、37年から今

表Ⅲ-16 大江町、藤島町農協の合併状況

合併日	組合名	組合長	組合員	合併参加組合と組合長
49.10. 1	大江町	上田 郁雄	1,501人	3 左沢(上田郁雄), 本郷(清野知太), 大江(田村七郎)
50. 3. 31	藤島町	阿部弥一郎	3,678人	2 藤島(阿部弥一郎), 東栄(富樫重雄)

表Ⅲ-17 寒河江市・朝日町・戸沢村農協の合併状況

合併日	組合名	組合長	正組合員数	合併参加組合と組合長	
50. 4. 1	寒河江市	柴橋 政雄	5,381人	9	寒河江(柴橋政雄), 寒河江市南部(辻友一), 西根(軽部忠), 柴橋(鈴木正雄), 柴橋第一(奥山弥重郎), 高松(国井門三郎), 白岩(大沼茂弥), 醍醐(大江慶順), 三泉(安達直蔵)
50. 4. 1	朝日町	白田要右エ門	2,295	3	大谷(白田要右エ門), 宮宿(布施芳太郎), 西五百川(布施龍五郎)
50. 4. 1	戸沢村	早坂 梯蔵	646	2	古口(安喰力), 角川(早坂梯蔵)

日までが第2期といえる。ひと区切りである。第3期は果たしてどのような組織変化をもたらすことになるであろうか(系統組織の主人公たる単協として)。

注：以上，農協の合併状況一覧表のうち，正組合員数は県農協要覧によった。

農協合併助成法の延長経過

第1回延長 44年3月31日まで      第2回延長 47年3月31日まで  
 第3回延長 50年3月31日まで      第4回延長 53年3月31日まで

第2節 くすぶり続けた系統組織問題

1. 農協設立から昭和34年まで

単協は，組合員が組織し，中央会・連合会は単協が組織する。組織した以上，いつまでも変わらないでよいというものではない。よりよき発展のために，組織は，むしろ変化する。農協合併もそのためである。

全国的には，昭和22年に農協法が公布になり，23年3月から9月にかけて全国一斉に農協が生まれ，同年6月から24年3月にかけて連合会が誕生した。

その後の推移は，24年，統制から自由経済へ転換。農協経営不振が全国的に出現。25年から行政監督権の強化(常例検査)財務基準令制定。農協法改正により販購連合併の道が開かれ，県連の強化策(県販購連が合併して県経済連となり(48年4月)，庄内販購連が合併して庄内経済連となる(48年7月)。26年，農林漁業協組再建整備法。28年，連合会整備促進法。31年，再建整備特別措置法。29年，農業団体再編成により中央会設立(全国の各県は指導連から中央会に変わり，本県は指導協会から11月に中央会に変わった)。31年，第4回全国農協大会決議により，系統組織強化審議委員会の設置(このなかですべてに全販と全購の合併が取り上げられていた)。32年，第6回山形県農協大会で県ならびに郡畜連の統合一本化を急速に実現することを決議。33年，第7回山形県農協大会で農協事業の統合促進を決議，「連合会のうち法的制約を受ける連

表Ⅲ-18 本県農協数の推移

昭36年	昭37	昭38	昭39	昭40	昭41	昭42	昭43	昭44~46	昭47~48	昭49	昭50
228	224	217	214	192	133	130	128	112	83	81	69

[注] 県農協要覧

表Ⅲ-19 全国地域別・県別の農協数の減少率  
(35年度末対比48年度末)

東	山形 63.6%	東北以外の地域の減少率最高県		
	青森 54.7	関 東	静 岡	75.4%
北	福島 53.6	北 陸	富 山	78.8
	岩手 50.8	東 海	愛 知	66.3
	秋田 47.1	近 畿	和歌山	74.6
	宮城 44.4	中国・四国	香 川	74.5
北海道	13.6	九 州	長 崎	75.0

〔注〕 1. 全国平均の組合数減少率は61.6%である。本県は東北で最も組合数の減少した県となった。  
2. 農林省「農協現在数統計」による。減少率は  
$$\left( \frac{35年度末 - 48年度末}{35年度末} \times 100 \right)$$

表Ⅲ-20 合併農協施設欠損金  
整備貸付金利子補給

単位：千円

年 度	施設整備	欠損金補填	合 計
昭39年	425	50	475
40	975	206	1,181
41	1,905	3,652	5,557
42	3,918	4,201	8,119
43	4,736	3,241	7,977
44	4,577	2,340	6,917
45	4,601	2,074	6,675
46	3,517	852	4,369
47	2,622	1,424	4,046
48	1,818	1,025	2,843
49	2,489	856	3,345

〔注〕 県信連要覧

合会以外のものは、設立以来の種々な経緯に拘泥することなく、単協・組合員の等しく切望する大同団結を敢行する決意をかため、全県打って一丸とする強力な農協運動を展開するに最も適合した姿の連合会に設立に邁進すべきである」として、「県中央会に事業連続合委員会を設置し、関係機関、団体と協議のうえ、具体的方策を樹立し、簡素にして強力なる事業連の設立を促進すること」を採択した。

34年、第7回全国農協大会で系統組織の整備強化に関する決議。「現状にとらわれず、とくに中央機関の整備強化と都道府県ごとに系統組織整備強化実行委員会を設置し、さらにその代表者をもって全国委員会を設置すること」。全国委員会は①中央機関を合体して全国農協連合会を組織する。②全国農協連の会員は総合農協も直接加入する。等の検討をまとめたが、その成案が得られるまでにはなかなか進捗しなかった。

## 2. 昭和45年以降

### 1) 大会で取り上げた組織整備

昭和35年、第8回全国農協大会は、34年第7回大会に引き続き「系統組織の整備強化の推進」を決議した。

第9回県農協大会は、35年9月4日、赤湯小学校体育館で開催し、第1号議題として「系統農協の組織整備強化」をかかげ、次の決議が行われた。

#### 決 議

現下の経済ならびに農業の諸情勢に対応し、真に組合員農家の営農生活の合理的推進を基底とした農協組織としての体質改善をはかるため全系統あげて左記事項の実現を期する。(1, 2, 3, 5は省略)

4. 「……………組合組織規模合理化のための合併を促進する。」

このように、農協合併は、農協合併助成法(36年)以前からすでに組織強化のための自主合併が推進されていた。

5. 「各連合会は、系統組織の本旨に基き、単協の要望を充たし、単協の足らざるを補充することを組織、運営の鉄則として再認識するとともに次の諸事項を実現すること。

(イ)各事業連合会の事業調整、統合を含め系

表Ⅲ-21 山形県農協組織状況(昭和33年3月31日現在)

区 分	県 連	郡 連	組合農協	特殊農協	合 計
出 資	11	11	234	98	354
非出資	—	—	—	357	357
合 計	11	11	234	4,555	711

## 第Ⅲ編 山形県農協運動の推移

統組織が真に総合、単一連合会的機能を発揮し得るよう、組織強化実行委員会は早急にその具体策を講ずること。

### 2) 県経済連・県畜連の合併

昭和32年の第6回県大会、翌33年の第7回県大会で「農協事業連の統合促進」を決議して以来、県内の酪農資本の動向はいよいよ活況を呈し、このままでは県内酪農家は、大手乳業資本の支配下におかれる深刻な情勢をむかえた。県内農協陣営では、県経済連と県畜連の事業調整を行なうなど体制整備につとめたものの抜本的な対策をだし得ず、県中央会および系統農協は大会決議に基づいて、両連の合併を見現すべく「県農協畜産事業審議委員会」を発足させた(36.4.20)。委員は、県農林部長、中央会、信連、山経、庄経、畜連会長と地区組長からの代表4人計10人で構成された。同委員会は、36年5月11日、両連の早期合併を決め、中央会はそれを受けて農協組合長会に語り、県組長連絡協議会は会長・平田広吉名で両連に対し合併を申し入れた。

昭和36年8月19日、県経済連臨時総会を県農協会館ホールで開き、原案通り合併を決議し、9月30日合併登記を行ない、10月1日から県経済連に畜産部を設け(部長・栗野武夫)で合併実現の一步を踏みだした。

### 3) 共通役員制の全国動向と本県の場合

(全国的動向)

昭和34年11月、第7回全国農協大会において、全国連の総合機能発揮のための決議が行なわれ、①中央機関を合体し、全国農協連を組織する。②都道府県にも系統組織整備強化実行委員会を設置することが採択された。翌35年の第8回大会でも農協体質改善推進と併行して系統組織の整備強化推進を決議して以降、とくに、西日本の諸県では、現行農協法を抜本的に改正せざるかぎり、総合連の設立は実現不可能とみて、法に抵触しない総合性発揮の途を選んで共通役員制実現への準備に入った。

共通役員制推進の根本理由は、単協が総合事業を営みながら、県段階、全国段階は単営であるという単協と連合会の基本的な結合上の問題が、農協発足以来の問題点として横たわっていたことにある。このことが、さらに「単協合併に対応して県連も簡素強力な体制にせよ」「県段階のバラバラな事業活動を調整せよ」という単協からの根強い要求が絶えなかったからである。

山形県は、いまなお、共通役員制が実現されていない。しかし、その必要性は全国的動向となんら変わるものではない。そのために本県がこれまでとってきた動きを次に振り返えることとしよう。

(山形県の場合)

第9回県大会の決議実行として設置された「県農協系統組織整備委員会」(委員長、大山中央会長。委員、各地区組長会長、各連合会長)は、37年8月22日実行委員会を開き、「役員共通制」ならびにこれに附随する「山経と庄経の合併」について本格的に検討をすることとなった。そのころ、全国段階でも、全国各連の共通役員制問題を2年がかりで検討していたが、まだそのめどはたっていない。

### ＜共通役員制実施県を視察＞

県組織整備委員会は、小委員会を設け（各地区組合長会代表9名，中央会各連代表5名計14名），本県の組織整備の具現化をはかろうとその検討をすすめることとなった。そこで，共通制実施県の実態調査を行ない，本県も共通役員制が軌道に乗るかにみえた。視察は，37年9月12日から20日まで4班に分かれて実施された。

滋賀班（中央会・大山，庄経・豊田，天童・高橋，稲舟・高山，高瀬・高橋，事務局中央会・青木），和歌山班（信連・枝松，県共・遠藤〔義〕，米沢・遠藤，寒河江・柴橋，鶴岡市上郷・平田，事務局中央会・渡部），島根班（山経・高橋，村山市西郷・板垣，添川・小松，余目・遠田，事務局中央会・皆川）。福島班（中央会・大山，天童・高橋，鶴岡市上郷・平田，事務局中央会・皆川）。

視察内容は，共通制実施の動機，実施経過，実施後の運営，共通監査室の設置状況，共通制が持つ利点と問題点，中央会・連合会職員の意見，単協の意見等であった。視察結果をまとめて委員会に報告したが，委員会は「共通役員制の実施もさることながら単協合併の促進に重点をおく」ことを本県組織整備の基本的方向として決定した。あっけない取り決めであった。

昭和38年9月，県組合長会連絡協議会は，会長・高橋一司（天童市農協長）名で，県農協系統組織整備委員長・大山不二太郎宛に次の要望書を提出した。

#### 要 望 書

「……単協合併の推進にともない，単協を母体とする各連合会の事務体制も一大変革を予想されるのでこれがスムーズな運営をはかるべく役員共通制の実施は不可欠の問題と思われる。よって下記事項の早期実施をはかるよう要望する。

#### 記

「県系統組織整備委員会は，中央会並びに各連合会の役員共通制について更に検討するとともに，その具体策を樹立しこれが早期実現をはかること。」

この要望書は，実らぬまま単協合併だけが進行し，その後，役員共通制はしだいに遠のいた。

#### 4) 庄内広域合併論登場

村山地区は，昭和41年度末の組合数は35年当時の半数に減り，置賜地区は，4分の1に減ったが，最上と庄内地区の農協合併は41年度まで遅々として進まなかった。農協合併の進捗は，全国的にみて，総じて米単作地帯が遅れた。庄内地区は，それに加えて「庄内広域合併論」が登場したことが大きく支配した。

置賜は，まず，農協合併に取り組み，それから置賜広域経済圏に移行した。庄内は，農協合併よりも先に，庄内広域合併論がでてきた。通称，山木構想ともいわれ，庄経構想ともいわれた。庄内広域合併には，それなりの理由があった。庄内経済連という全国でもただ一つの地域連合会が存在していること。庄内の単協が合併すれば，庄内経済連はどうなるのかということが最大の問題であった。庄内独立の基本線にふれることなので，出るべくして出た庄内広域合併論だったといえる。

しかし，「庄内の全農協も庄経も解散して，庄内経済連の看板を庄内農協に書き替える」「新しい庄内農協は，県連を越えて全国連に飛び込む」という当時の発想は，庄内の単協が考える農協合併とは距離がありすぎた。単協のうち，庄内広域合併に賛成組合もあれば，反対組合もあり，その中間組合もあった。全般的には，広域合併は一応，心のなかで了としながらも，「単協によって組織

されている庄経が自ら解散を唱えることは納得できない」「単協合併も経験せず、いきなり庄内一円合併を実現しても組織空洞化をきたす」「ゆれ動く系統二段階問題のなかで庄内農協が全国連に飛び込むといってもいまだその目途がついていない」という現実論が大勢を占めるようになっていった。庄内農協青年・婦人組織協議会、酒田・飽海農民連盟連合会の「庄内一円合併反対声明」（39年8月26日）もあって、同年7月29日、庄内組合長会の席上で庄経会長、信連会長（新堀農協の立場で）が、庄内一円合併を提案してより約1年半にして庄内広域合併論議は、あづかりのままになった。

当時、すでに余目、藤島、三川、遊佐などそれぞれ合併作業段階にあった単協は、行政単位合併の道をすすんだ（中央会、県合併促進協議会は、当然行政単位の合併を推進する立場をとった）。その後も、行政単位の合併が庄内地区に拡大されていき、48年度で市町村区域農協12、市町村未満組合9、計21の農協数になった。

#### 5) 不発に終わった県農協総合審議会設立構想

昭和40年5月18日、県組合長会連絡協議会（会長・高橋一司天童市農協長）は、県組合長会の発言力を強めて、系統農協のあらゆる施策について意思の集約をはかるう、そのために専任事務局体制を持とう、という話し合いを行ない、8月11日、中央会長、各連会長と協議した。協議の結果、「農協合併の進行に伴う組合間の意見の調整、単協連合会間の機能調整のために総合審議会を設置する」との合意が得られ、設置構想起草段階に入った。

設置構想の成案を得たので、9月18日、再度県組合長会、中央会、各連会長会議を開いて審議したが、総合審議会機能をめぐって論議が分かれ、審議未了となった。未了になった経緯には、9月8日の県組合長会議ですでに白紙に戻っていたのである。そのときのもようは、「総合審議会は、中央会機能および組合長会機能と重複する。むしろ組合長会機能の強化一本ですすむべきだ」とする意見と、「合併農協と未合併農協は経営上の質がちがう。質がちがうからでてくる意見もちがう。だからこそ、総合調整のための総合審議会が必要だ」とする意見が容易にはかみ合わなかった。そんな経緯があった。

しかし、県組合長会は、12月17日と翌年、1月19日にさらに協議を重ねて、総合審議会の必要性を再確認するまでによくこぎつけ、2月11日には、合併農協連絡協議会側から中央会長、各連会長へ総合審議会設置を要請しダメ押しをした。

41年2月27日には、起草委員会が規約案と予算案を作成、翌28日には、最終的な県組合長会、各連理事会に諮るまでに煮つまった。だが、各地区組合長の審議結果は、必ずしも原案賛成にはいたらなかった。

（置賜）賛成、（東南村山）不賛成、（西村山）賛成、（北村山）他地区賛成なら賛成、（最上）時期尚早、（庄内）不賛成、（中央会）賛成、（信連）賛成多数なら同調、（山経、青果連、養連）理事会に経過説明、結論未決、（庄経）未決定、（県共連）賛成。

このような結果から、結局、総合審議会の設立は不発に終わった。二転、三転した総審構想は、42年3月30日、県組合長会、中央会、連合会長合同会議で上記の結果をそれぞれ持ち寄って協議し、原案に対する賛否両論のままついに設立保留となった。不発に終わった大きな理由の第1は、

中央会で果たすべき総合調整機能を別建の総審で行なおうとする屋上屋総審には賛成しがたい意見がとくに庄内、東南村山、それに準ずる最上からでたこと、第2は、県組合長会委員、合併農協長、中央会・各連会長の間で構想が練られ、それ以外の農協長達へのコンセンサスが十分行きとどいていなかったことなどであった。

#### 6) これも不成立だった山形県農協組合長会一本化構想

不発に終わることが目にみえてきた総合審議会構想に代わるべき発想としてでてきたのが、県組合長会の一本化構想であった(その内容は後述)。総審といい、組合長会の一本化というがその底にあるものは系統の組織整備であった。組織整備対策は、前にも述べたが33年の県大会決議「事業連の統合」、35年大会決議の「事業連統合を含む事業調整」、37年の県系統組織整備委員会の決定「役員共通制の推進」、38年の県組合長会要請「役員共通制の促進」など多年にわたる継続課題であり、根強い経過をもっていた。総審がだめなら、組合長会の一本化で系統の総合性発揮をしようとする意図はまだ消えていなかった。

41年9月16日、県組合長会正・副会長会議が、中央会・連合会とは別に開かれ、同月22日も開かれ、さらに10月8日には県組合長全体会議が開かれて、「山形県農業協同組合長会々則案」をもとに一本化構想が検討された。一本化というのは、従来、県組合長会が県内6地区(東南村山、西村山、西村山、最上、置賜、庄内)代表が県組合長会を構成していたのを、全県、全農協が一本化して新しい県組合長会につくり直そうという構想であった。そうすることによって、全県統一された単協の総合意思力が構築されるとするねらいであった。

この構想にも強い熱意を焼やしたのは、総審設立と同様、合併を終了した置賜地区であった。8月10日には、県合併農協連絡協議会が設定されたばかりだった(会長・遠藤清海米沢農協長)。

県組合長会一本化構想に対しては地区ごとの意識格差があった。それぞれの地区内における合併農協と未合併農協との意識のちがいが混在しているなかで、県組合長会を再編成する必要性が鮮明に浮き彫りされるには困難な時期でもあった。そのために、新組合長会構想に対しては、前回の総審批判と同類の意見(例えば、中央会機成との二重性の問題など)、あるいは、「現状と特別な変り映えが認められない」とする意見、「ただ単に、中央会のバックアップ機関的存在になる」とする意見等々がでたばかりでなく、原案にだされた予算のなかで人件費が3分の1を占めることに対して、中央会・連合会職員の姥婆捨山になる危険すらありとする意見、そのほか、県農政対策本部との関連はどうなるのかなどの諸意見がでて、容易に決着がつかないまま、この構想もまた、陽の目を見ずに不成立に終わった。

#### 7) 総合性発揮の中の本県の組織動向

##### ① 20周年記念大会で総合機能の発揮を決議(42.11.30)

この大会では、第2号議題として「農協運動の強化に関する決議」が上程され、そのなかで「系統組織の整備強化」が決議された。すなわち「単協合併についていっそうの推進をはかるとともに、合併効果は、連合会組織の整備強化にまつところが大きいので、総合機能の発揮にふさわしい簡素、強力なものに体制の整備をはかる」というこの決議は、かつての「役員共通制の推進」から

は大きく後退した決議であった。しかし、総合性発揮への意欲は持続された。

② 「5日会」の発足（43年4月）

その後、本県の系統組織整備問題は、しばらく空白状態を経過したが、とにかく、抽象的表現決議であったにせよ、大会決議を尊重し、その実行を果たすため第一着手として、中央会、信連、山経、庄経、県共連の会長、常・専務、参事の構成による連合会機能の総合調整と、本県農協運動の基本事項を懇談する意図で43年3月から毎月5日会合を持つ、いわゆる「5日会」なるものが発足し、今日までおよんでいる（47年1月から青果連、養連が加わった）。5日会機能は、共通役員制を実施していない本県としての次善の策であり、そこには、自らの限界が横わっている。事務局員には、発足当初、中央会に設置した共同対室があたり、その後、中央会職員が担当している。

③ 山形県農協連青果事業体制確立協議会の発足（44年2月）

記念大会決議の第二着手として、44年2月、中央会、山経、青果連の会長、常務理事、参事の構成による「青果事業体制懇談会」が開催され、3月には「山形県農協青果事業体制確立協議会設置要綱」を設定し、青果物取扱体制の一元化について協議が重ねられた。懇談といい、確立といっても、その中身は、山経と青果連の合併を意図するものであった。ただ合併という表現を避けたにすぎない。

「山形県合併農協連絡協議会」は、例年のように、43年も中央会、各連に対する要請書をまとめて11月2日、会長・遠藤清海名で文書回答をもとめた。

中央会に対する組織整備では、第一に、山経と青果連の合併促進を要請した。これに対し中央会は、「県経済連からは話し合いに応ずる旨の意志表示を得ていますが、青果連からは、他県における実態を調査したうえで、本年度末まで、結論を出したい旨の回答を得、その調査を近く実施する運びになっており、本会としてもこれに積極的に参加するなどして、早期に前向き結論に導くよう指導したい意向であります」と回答した。

④ 再度、役員共通制の要請

第二の要請は、「役員共通制の早期実現」についてであったが、中央会は「本県の連合会体制からして、直ちに全面的に貴意に副うことは至難と考えられます。しかし、系統連合会の総合一体的機能発揮は当然の在り方でありますので、県組合長会とも十分協議し、可能な限り実効が期される方向に努力する所存であります」と回答した。山経は、要請書に答えて「青果連との合併は、円満に実現できる方向で要請に応える」とし、青果連は、「他県の実態調査を実施したうえで結論をだしたい」と回答した。

⑤ 青果事業体制の他県の実情を調査

青果連理事会は、視察先を福島、静岡、山梨、長野、和歌山、岡山の6県を選び、43年12月上中旬、青果連、単協、中央会、県園芸特産課、同農政課からなる3班編成で調査を実施した。その結果、44年1月調査班合同会議を行ない、「県連合会における青果物取扱複数体制は、単協青果事業推進上不合理である。故に、現存している一本化の阻害要因を排除して両連合会体制を整備し、然る後、将来、大同合併することが好ましい」というとりまとめになった。総論は合併賛成、各論は



段階をふんで慎重にというものであった。

青果連好みの視察先ではと、今度は、44年1月中旬、東南村山、北村山、最上、置賜地区組合長会、県園特課、同農政課、中央会からの調査班編成で、岡山・福島両県の組織整備の実態、日園連の概要、東京青果株式会社の意見、農林省の意見、全販連の概要を調査した。

調査結果のとりまとめは以下のようなようだった。「本県においても速やかに経済連と青果連の合併を推進すべきである。その場合、両連のこれまでの果樹、園芸の振興に寄与した実績は尊重されなければならない。青果事業を行なう総合事業連（経済連の意味）は、総合機能の発揮とともに青果事業推進に関する専門機能を十分果たされる体制とすること」。この調査結果をもとにして、前記した「青果事業体制懇談会の開催」と「山形県農協青果事業体制確立協議会」の設置となったのである。委員は、会長に横山中央会長、副会長に枝松信連会長、委員には関根県農林部長、皆川中央会常務、山口山経会長、白田・斎藤山経理事、須藤青果連会長、同熊谷常務、同武田理事、渡辺（東南村山）、柴橋（西村山）、高橋（北村山）、安部（置賜）の各地区組合長会代表であった。

その後、この協議会を中心に検討を重ね、地区組合会長の意向をとりまとめながら推移したが、意見一致をみるところまでには到達できず、最終的には、この協議会のなかで「大会決議尊重か、実態尊重か」までに議論が沸騰した。だがついにまとまらず、結論は遠のいた。論議過程では、青果連側からは青果連を山経に合併させるよりも、同種連合会である山経と庄経の合併が先ではないかとの意見もでるなど、本県独特の連合会体質がそのままただけにとどまった。それでもなお、「組織整備」は消えない。山形県農業基本構想は、次のようにうたった。

#### ⑥ 山形県農業基本構想のなかの組織整備（昭和45年3月）

「青果物取扱上、現実的に競合関係に立ち系統農協の統制力を弱めている青果事業体制の一本化のため山経と青果連の合併実現」「中央会、連合会の共通役員制の実現」「県下経済事業連合併の実現」。

#### ⑦ 本県組織整備経過の総括

以上、本県が取り組んだ系統組織整備の足あとを振り返ったが、もともと本県の組織整備に関する基本的態度は、農協法改正による「総合連合会制度の確立」にあった。しかし、法改正はならなかった。そのため、多くの他県では共通役員制度をとったのである。本県では、共通役員制も、総合審議会制も組合長会機能強化のための一本化も、連合会の合併も（山経・畜連だけは実現）空振りになって時を経過した。しかし農協合併は着実にすすんだ。36年、225の農協が合併によって48年3月には83の農協になった。

46年から総合3か年計画運動がはじまった。総合3か年計画には、組織も事業も財務もすべてが包含されている。組合員・単協・中央会・連合会共通の運動である。総合3が究極に求めるものは、総合性の発揮であり、組織整備も帰するところは総合性である。総合3か年計画がはじまったことによって、そのなかに組織整備が埋没されたのであろうか。ところが、49年から系統の組織問題は「二段階制問題が全国的に大きくなりはじめ、またまた組織整備問題が復活した」。

#### ⑧ 二段階制問題の全国動向——全国連直接加入問題（41年～49年）と本県の態度

全国の系統組織問題は、昭和41年8月、「中・四国大規模農協協議会」に参加している27農協が全国連加入申し込みを行なったことから端を発し、43年10月には「全国大規模農協協議会」結成に拡大した。これは、連合会の組織事業体制が合併農協に十分対応していないことに起因するもので、加入申し込みの理由は、「農民の意向を全国連に直接反映させなければならないからである」というものだった。

これに対し全国連は、「現在の系統組織に変更をきたすものであり、系統事業運営の在り方にも関連する問題だ」として、「全国的視野で慎重に検討する」こととして加入申し込み書は、全中の預りとなった。その後、42年5月に系統事業研究会が発足し、45年2月報告書をまとめて総合審議会に提出し承認された。

その内容は、「農協の全国連加入は拒み得ない。しかしながら系統農協の現状からみるときは組織三段階とし、次の措置を必要とする。①農協合併をさらに促進すること、②連合組織なかんずく全国連の組織整備について検討を急ぐ、③加入に伴う必要な法制度ならびに運営について検討を行なう」というもので、いわゆる「組織三段、事業二段」の構えであった。

具体的方針の決定をみないまま10年の歳月が経過した。だがその間、47年3月30日全購・全販の合併が実現し、36年に1万2,000あった農協が49年には5,100農協になった。このことは、直接加入の地下水が上がったものというべきであろう。

このような情勢をふまえ、第13回全国農協大会は、加入問題の分科会委員長報告があつて満場一致で決議された。第13回大会のあと、2年ぶりで再開された総合審議会に対する諮問「直接加入実現のための必要条件は何か」等から急速に直接加入問題が具体化していった。

昭和49年5月、本県では全国の動向に歩調を合わせて、単協の全国連直接加入問題等を審議すべく「山形県組織整備委員会」が設置された。この委員会検討事項のなかには、本県長年の継続課題であった重要事項が久し振りで出揃った。①農協合併(広域)、②系統組織の段階制、③役員共通制、④連合会の役員定数、選出母体の再編成、⑤総合運営機構(総合企画室、総合人事局、共通監事室、総合支所制)。画期的な組織整備事項がずらりと列挙された。これらが急速に具現され、本県農協運動の面目が一新されるよう期待が寄せられた。

農協の全国連加入問題の組織討議は、49年9月からはじまり、10月末まで結論をだすこととなり、各都道府県ごとに意見とりまとめに入った。本県のとりまとめ結果は、次の全中会長への報告書の通りであった。

全国農業協同組合中央会  
会長 宮 脇 朝 男 殿

山農中総発第 485 号  
昭和 49 年 11 月 12 日  
山形県農業協同組合中央会  
会長 横 山 平 六

全国連直接加入問題にかかる組織討議結果の報告について

みだしの件について、本県系統農協の組織討議の結果下記のとおり意向をとりまとめたので報告致します。

記

1. 討議結果の内容

専門委員会案に基本的には賛成であるが、各項目について検討の要があるので継続審議させてほしい。

表Ⅲ-21 全国連直接加入問題の討議結果

地区	期日	場所	出席状況	討議結果
東南村山	10月26日	山形農協会議室	山形市農協は代理出席 外全組合長出席	専門委員会案に賛成する。
西村山	10月28日	西村山農協会館会議室	全農協出席	専門委員会案に賛成である。但し、系統農協の機能分担を明確にし、事業メリットを早急にはかるべきである。
北村山	10月15日	北村山農協会館会議室	若木農協欠席 外全組合長出席	組合員の経済的利益および系統機能分担が明確でない現段階において時期尚早である。
置賜	10月26日	置賜農協会館	高畠町・白鷹町・小国町農協欠席	専門委員会案に対し反対ではないが、いま直ちに全国連直接加入について諾否の結論は出せない。よって本県としては先ず県連の姿せい（執行体制の整備を含めて）について改善努力することが先決である。
最上	10月15日	最上農協会館	全農協出席	今日の段階では未検討事項が多く、まだ結論を出す段階ではない。
庄内	10月26日	鶴岡市農協会議室	全農協出席	専門委員会は基本的に了解されるが、なお各項目について慎重に検討したい。これを契機に連合会機能の洗い直しを行うべきである。

## 2. 討議機関の名称と討議経過

## 1) 討議機関名

- ① 各地区組合長会
- ② 山形県組織整備委員会

## 2) 討議経過

9月21日	中央会理事会	専門委員会の内容と組織討議の方法について
10月5日	中央会各連合会常勤理事・参事会議	"
10月11日	中央会・各連合会々長会議	"
10月14日	県組織整備委員会	"
10月15～28日	各地区組合長会	組織討議（表Ⅲ-21のとおり）
11月5日	県組織整備委員会	県としての討議集約

## 東北の共通役員制実施期と実施時期

宮城（昭和41年4月2日）、秋田（48年8月1日）、岩手（50年6月1日）、福島（38年6月日）、青森（51年6月発足備準中）

## 山形県組織整備委員会委員名簿（昭和49年6月20日）

<農協長> 小玉孫右=門（上山市）、渡辺伝右=門（山辺町）、阿部佳彦（尾花沢市）、柴橋政雄（寒河江市）、油井寅太郎（米沢市）、遠藤侃（高畠町）、安部四良（白鷹町）、熊谷伊助（萩野）、斎藤好松（舟形町）、小池喜一（鶴岡市）、飯田文吉（三川町）、佐藤富雄（八幡町）

<中央会・連合会長> 横山平六（中央会）、枝松銈蔵（信連）、山口和吉（山経）、加藤勝美（庄経）、伊藤惣治郎（県共連）、須藤直一郎（青果連）、那須武夫（県養連）

<会長> 小池喜一、<副会長> 柴橋政雄

以上19名

### 第3節 農協青年組織活動

昭和35年に出版された『山形県農協沿革史』では「山形県農村青壮年連盟」の生いたちが述べられているが、ここで若干の補足をし、設立当時から34年までの期間と35年からの減反政策が行なわれた45年まで、さらにその後、今日までの活動経過を振り返ってみることとする。

#### 〔昭和34年まで〕

山形県の農協青年組織は、時期的には朝鮮動乱がはじまった25年から26年にかけて県内地区毎に続々と結成しはじめ、昭和26年11月10日に「山形県農村青壮年連盟」が誕生した。本県は、指導連の設置なき県として全国的にも珍しい県であった。組織教育を担当した指導連設置県の多くは、いち早く農協青年、婦人組織の結成を手がけた。指導連なき本県は、それに代る任意団体としての指導協会が地域毎(庄内、置賜、最上、村山)に設立され、その後、県指導協会が生まれたのは26年のことであった。したがって、本県の場合は、主として青年達自ら同志を糾合し、充実・拡大していった設立過程をふんでいる。

山形県農協青年20周年記念大会(45年12月2日)資料によれば、そのいきさつは次のように述べられている。

「戦後の思想混乱と経済激変のなかで、農村の民主化と農民の社会的経済的地位を高めることを目的として、農業協同組合の設立がすすめられた。農協青年部結成の動きは、この農協設立と併行して芽生えている。戦争の圧迫からにわかには解放された農村の青年は、若いエネルギー発散の場として、さらに、生産と生活を高めようとして、4Hクラブや青年団、農業研究会などの各種グループを拠りどころに活動していたのであるが、農業技術や経営にとりくむ中で、次第に農業青年の自覚が芽生え、自分たちの将来や四囲の現実に対して懐疑や矛盾の意識を抱くようになった。こうした状況の中で、協同組合運動なくして新農村建設は望みえないとの自覚に立った農村青年は卒先して農協設立のために努力し、さらにドッジ旋風のあおりで経営困難となっていた農協のたてなおしに、中堅青年層は農協へ糾合するなどして、各地に続々と農協青年部の設立をみたのである。自主的に発足し、全県的に広まっていった。」

(青年部結成の全国的動き)

24年、ドッジ旋風に前後して、シャープ税制改革が、重税となって農業経営にのしかかった。農協の経営は不振に陥ち入り、農業は、麦をはじめ、木炭、飼料、農機具、農薬などが統制からはずれ、自由取引となり、商業攻勢はにわかには色めき立った。組合員農家は経営面でも精神面でも動揺がはげしく、設立した農協をあらためて自問自答する必要に迫られていた。こうした情勢の中で「農協を守ろう」「農協を育成しよう」そして農協の衛星組織たろうとして全国的に組織されはじめたのが農協の青年・婦人組織であった。

#### ＜本県農青連が活躍した主な項目(26～34年)＞

昭和26年に誕生した「県農村青壮年連盟」は、28年に「山形県農協青壮年連盟」と改称したのであるが、26～34年間の活躍した主なものはおよそ次の通りであった。

「青年部未結成地区の解消活動」

「農協運動の理解、学習と体験発表会の開催」

「全青協大会への参加、全青協組織の性格5原則の実践(いわゆる鬼怒川原則)、農協大会への参加と大会決議の実践」

「共販、共購、共済、貯金推進活動(とくに1俵貯金は毎年継続した)」

「農家経営診断の実施、我が家の経営設計記帳運動(月給制の推進)」

「農業共同化、法人化の研究と実践」  
 「米価運動、旱魃、冷害対策農青連大会の開催、農政活動資金抛出現運動」  
 「内地留学生交換制度の実施」  
 「知事、議員との対談、衆院立候補者への公開質問状提出」  
 (35年までの組織数、盟友数、事務局長名は前編参照)

〔昭和35年から45年まで〕

戦後急速に復興、成長した日本経済は、30年ごろを転機に重化学工業化を指向して高度成長の道を突走った。反面、農工間の生産性開差は拡大するばかりだった。35年からはじまった国民所得倍增計画、36年制定の山吹き法といわれた農業基本法、同法制定直後、突如として出現した食管改変、いわゆる河野構想、逐年加速度に拡大した農畜産物の輸入、連続して低迷した農畜産物価格、出稼ぎの増大、そしてついに減反政策など国際分業論を基調とする農業軽視・工業貿易優先政策がとられたのがこの10年間だった。このようななかで、青年の立場で、農協運動をにやう農青連は、邪魔ものをのぞこうと猛烈な活動を続けた。33年には、名称を「山形県農協青壮年連盟」から「山形県農協青年連盟」に変えた。

発足以来10年を経過した農青連は、これまでの組織活動体験（不振組合の再建努力、農協事業の推進、共同化、法人化の研究・実践、米価、農災、課税対策など）を活かして、曲がりかど農業といわれた農業課題にいかにして対処するかが、この期間の命題だった。委員長もこの期間に7人代わった（後掲）。この期間に、県農青連が取り組んだ運動経過の主なるものをあげると、次の通りである（地域段階、単位組織段階の詳細は残念ながら割愛する）。「農協強化と青年組織の充実・拡大活動」「農協役員改選と農協総会活動」

昭和36年に、従来の「山形県農協青年連盟」から「山形県農協青年組織協議会」に改称した（全国統一名称である）。

農協の再建整備が終了し、農協の経営が安定してくると農協役員選挙がしだいに活発になってきた。公職選挙法に直接該当しないだけに、同志結合体である農協の選挙とは思えぬほどの見苦しい状態にまで発展するようになった。県農青連は、農協の体質に合わせた選挙が行なわれるようにチラシ、ポスターをつくって配布し、広報車に乗って部落を駆け回った。放送局にいて、電波を通じて農協のあるべき選挙を訴えた。そして組合員である青年部員は総会で積極的な発言をした。選挙ばかりではなく発言は、農協経営全般にわたった。「また、青年部が手をあげた議事進行」という風景はどこでもみられた。ときには、立候補者からその抱負も聞いたし、立会演説会も企画した。農青連であってはじめてできる重要な役割だった。

農協総会が近づくと、中央会から講師をよんで貸借対照表、収支決算書、事業計画、定款、規約、営農、生活、教育、事業、農政などの諸ポイントを復習し、今後のあるべき農協と青年部の姿を模索した。また、組合員の出席率をよくしようと部落を回って歩いた。

◆ 県農青協結成15周年記念大会開く

昭和40年12月7日、山形市県民会館ホールに盟友1,200名が集まって15周年記念大会が開かれた。「農村青年の情熱と意欲を組織に結集し、清新な力強い農協運動の発展に努力する」「経営権の若返

### 第Ⅲ編 山形県農協運動の推移

りをすすめて、農業の近代化をはかろう」のスローガンをかかげた会場には、安孫子知事、農林各県議、各連会長らも出席し、大山中央会長から激励のメッセージがあって活発な討議のすえ、概要次の決議が行なわれた。

#### <組織強化>

「地域農業と農協の体制に即応した専門部活動をすすめる」

「出稼ぎ問題の具体的対策をすすめる」

農業後継者対策について、県につきの事を要請する。「①県に審議機関を設け具体策を確立すること、②県内外優秀農家への留学制度を設けること、後継者育成資金のワクを拡大すること」

#### <農協合併と地域営農改善の推進>

「青年部の専門活動を通じ作目別生産組織を育成強化する」

「系統農協に対し、農協の大規模化にとまなう各連の再編成を促進し、役員共通制を早急に実現するよう要望する」

「県、国は近代農業青年養成のため『営農大学』の開設と『大型農機の運転整備講習会』を県内各地で実施すること」

#### <農畜産物の流通価格対策>

「農協は、地域の重点作目についての価格補償、または、互助制度を確立すること」

「産地間、国際間の市場競争に対処するため、青果物の取り扱いにつき県青果連・県経済連・庄内経済連の一元化をはかること」

#### <米の集荷、金融登録替対策>

「青年部は、農協と連携、業者登録者の農協復帰を運動する」

#### <農協青年幹部養成所の開設>

「組織リーダー養成を記念事業として行なう」

「41から45年まで150人各年30人を養成する」

「各年10日間の日程で、県農協講習所で農業、組織について研修」

「事業費は150万円、各年30万円とし、予算わくが拡大すれば人員をふやす」

#### <大会決議実践活動の経過概要>

県農青協は、15周年記念事業の一環として41年から継続して天童「青年の家」を会場に1週間の合宿訓練を行ない、青年部幹部養成のための農協運動の特訓をやった。毎年約30名が参加した(41年30名、42年30名、43年25名、44年・17名)。

農協強化活動では、青年部の掟が「農協の批判者であると同時に実践者である」がために、とかく前者について誤解を受けることが多かった(かつては、農協強化のために農協理事のリコール運動まで発展した単組もあった)。

農協運動実践の立場から、とくに力点をおいたものに「米と金融の登録」があった。息子(青年部員)に責められてついにガンコ親父が農協に登録替をした例、夜中に青年部員達が戸別訪問した例などかぞえきれないほどの農協防衛をやった。

元NHK記者の大谷哲丸著『農協の流通戦略』(P.47)によると、「47年、山形県のある村へ取材に出かけたとき、出稼ぎの話を聞こうと農家の庭さきに立ったとたん、どこからともなく現われた数人の青年にとりかまわれて驚いたことがある。目つきは鋭いし、ただごとではない様子に一瞬とまどったが、彼等は、わたしを商社の手先と思込み後をつけてきたのだということがわかった。丁重に名刺を出し、了解してもらっ

て大笑いになった。」

米登録ばかりではない。クミアイ印愛用運動、共済全戸加入推進、あるいは毎年続けた一俵貯金運動、増資達成運動など枚挙にいとまないほどの農協活動におよんだ。青年達はこれこれをやったなどとコマーシャルをしないだけに、農協批判のほうだけが目立って、案外これらの実践活動は目立ちにくかった。「あの田んぼは、青年部長だから。ヒエが生えている」とよくいわれたほど、わが家の田んぼよりも青年部活動のほうが多忙だった。

そのころ、時間外手当なんか意識しないで、部員達と夜でも飛び回った青年部事務局員（婦人部も準じて）である農協職員もまた重要な役割を果たした。ときには奔馬のように突走る青年達、あるいは、革新候補を推す青年部と経営原則に立脚する組合長、あるいはまた保守を推す組合長との間の板ばさみになって苦しむことの多かった事務局員に対する農協運動の評価は、高くなければならない。奉仕原則と経営原則の接点だから。

#### <農協合併と青年部員達>

農協合併が急速にすすんだのは助成法（昭和36年）からである。農協合併に対する考え方はいろいろあった。現在の農協が支所になって不便になったり、発言力を失なったりしないか。合併すると官僚化しないか。親しみがなくなるのではないか。赤字組合との合併では赤字に食われるのではないか。あるいは農協の主人公は組合員だから、その主人公が合併を言いだす前に合併を口にするとはよくない、助成法によってすすめる合併だから自民党くさい。こんな批判色もあれば、これからの農業をわれわれの手で先どりするにはどうしても農協の組織基盤をかためなければならないとする合併促進意識もあって、必ずしも一様ではなかった。しかし、農協青年部組織としては合併促進を「第9回県農青協大会（37. 11. 27）」で決議した。

決議内容は、天下り合併ではなく、われわれ青年が促進を実践する。そのために合併問題研究会をつくって学習するということだった。同時に、単協合併だけでなく「両経済連の合併促進」と「県連役員共通制の早期実現をすべきこと」の要請決議が行なわれた。卒直に言って、合併の実現に追いこんだのも青年部、合併実現に局地的ではあるが待ったをかけたのも青年部であったといったら言い過ぎだろうか。それだけに青年部員の行動は、直截的で精力的であったといわねばならない。

農協の正組合員になれる資格をもっている部員は、すべて正組合員になって、「立派な農協をつくろう」「農協の強化をしよう」と呼びかけ合った。そのため1戸から父親と息子の2人が組合員になること自体が、役員選挙時期に組合員が増加し、選挙が終わると、組合員数が減ることと同列でみられやすかった（現在では、兼業化が増大するばかりでなく准組合員化の傾向が強まり農協というイメージから地域組合的イメージに転移するようになって、以前とは事情が変化している）。

農青協の総会でも、事業計画でもきまって第1に取り上げられるのは盟友数の拡大・青年組織未設置農協の解消という「組織の充実拡大」の命題だった。しかし、それはそれだが、いつも組織問題としてその底辺で議論され続けたことは、「青年部は農協の内部組織なのか外部組織なのか」ということと、青年部も含めて、農協の「政治中立」という問題だった。延々長時間にわたってこの

問題を前にして、「青年部とは何か」「農協とは何か」の真底をつかもうと代々の青年部員達は情熱を燃やしつづけてきた。それが繰り返されれば繰り返されるほど青年部員の意識は高まった。

農青協は、各種の農産物品評会、土壌調査、農家経営診断技術の学習などから発展して、「月給制」「我が家の経営設計活動」「農協の体質改善運動」と「総合生産計画化運動」をすすめ、さらには、個別経営の限界から脱する途を共同化・法人化にもとめていった盟友も数多くあった。

政府は、農基法路線の構造改善事業の推進をした。それは「点」に主眼をおき、農協は「面」に主眼をおく団地造成であった。本県では、団地造成への段階として、地域営農改善、集団化農業、水稲では集団栽培が促進された。そのなかで青年部員達はその実践の中核となって活躍した。

#### <米価運動の第一線に立つ>

農青協がもっとも重心をかけたものはなんといっても米価運動であった。いつも先頭に、青年部の旗があった。青年部員がいた。

米価運動のほか県行政対策については、県農協農政対策本部の一員として、あるいは同本部と同一歩調をとりながらも、県青協独自に県知事との座談会を通じて要請事項を訴え、また、県議会議員、県農林部に対しては県青協役員が改善施策をその都度要請してきた。

米価以外の農産物価格対策、農産物輸入阻止対策、農災制度抜本改正対策、食管堅持対策、農業課税対策等についても県農協農政対策本部のなかで、あるいは、全農協と同一行動をとりながら農政活動に活発な活動を展開した。

農青協が活躍した農政活動は、「本県の農協農政活動」に含まれるので、ここでは重複を避けて割愛し、県農青協として特記すべき活動事項を次ページの表Ⅲ-22にみることにしよう。

#### <県農協青年20周年記念大会開く>

昭和45年12月2日、山形市産業会館ホールで20周年記念大会が開かれた。会場には、メインスローガン「農村青年の情熱と協同の力を組織に結集し清新な力づよい農協運動をすすめよう」がかかげられ、来賓席には板垣副知事、農林関係県議、中央会、各連会長、県農婦協会長らの顔がみえていた。船山委員長の主催者挨拶があって、来賓祝辞、議長選出のあと、粕谷副委員長から県農青協20年の経過が報告され、協議に入った。

「生産調整をはじめとして、農業をめぐる情勢はきわめてきびしく、農業、農協の将来は、全く混沌たるものがある。このときこそ、20年の歴史をふまえ、農協青年組織は農業に生きる青年同志を結集し、農協を拠点として地域性に立脚した活動を積み重ね、農協運動の前衛体として立ち向かっていかなければならない、として以下4議案が審議決定された。

##### (1) 農協青年組織の拡充強化

組織原則の学習活動、若い仲間の加入促進、未組織解消、盟友1人1,000円目標の会費制度確立、事務局体制の強化(要約)

##### (2) 農協運動の強化推進

盟友の農協正組合員化、農協合併の促進、合併農協の充実発展、営農団地の推進と加工流通分野開拓要請、連合会組織の総合性、一体性発揮のための県ならびに県段階未達の経済事業連の早期合併推進(要約)

##### (3) 農業基本構想の推進



表Ⅲ-22 県農青協の歴年的活動状況 ( ) 内実施月

昭和34年度	昭和35年度	昭和36年度	昭和37年度
<p>県懇談会(6) 県選出国会議員との米価懇談会(6) 組織強化専門部会設置(5) 麦食運動の実施 農災法改正アソケート実施 農業まつり県農青連図書販売(9) 新生活運動実践指導者研修会(35.1) 庄内農協青年部協議会結成(3)</p>	<p>農協役員改選対策放送並びに紙上座談会(4) 県農青連10周年記念事業打合せ(5) 米集荷金融登録対策 県養豚飼育者農協代表者大会(6) 農業基本問題に関する検討推進 農業法人化並びに農協合併研修 米の検査適正化対策(10) 農協法改正運動(12)</p>	<p>山形県農協青年組織協議会と改称(4) 系統全利用運動の展開(4) 農業生産共同化研究会(6) 米価問題NHK二元放送(6) 全庄内農業共済組合解散要求大会(8) 県議農林議員と懇談会(10) 農協組織担当職員研修会(37.2) 農協青年組織育成指導要領策定(3) 県畜産農民大会開催(3)</p>	<p>県議農林正副常任委員長と座談会(6) 農業構造改善の対応検討 農協合併、県連整備研修(8) 参院選全国区推せん候補者決定(6) 農協系統全利用運動の実施(7) 県連関係部課長との座談会(10) 地区及び単位役員との交流座談会(38.2) 米穀金融登録対策運動展開(3)</p>
昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度	昭和41年度
<p>農協総会对策ポスター作成配布(4) 全青婦協「温海」で地区別研修開催(8) 「出かせぎ問題」の解消対策 ヤミ米撲滅、産米改良運動チラシ配布(9) 農協青年作業服の推奨(9) 全県下組織委員長会議開催(12)(継続) 「1千万円横取り事件」抗議文で善処要望 県農協連合会長との座談会(38.1) 生乳学校給食の推進</p>	<p>県より活動助成金30万円交付(4) 「新潟地震災害」発生対策(6) 米価要求運動上京陳情(7)(県青協主催) 「青果物流通」に合併に伴う組織対策 委員会設置(11) 北海道農業災害カンパ運動展開(11) 全県下組織委員長会議(12) 学習月間設定(40.2)(以後継続) 組織活動実績発表会(2)(以後継続)</p>	<p>全県下組織委員長会(3) 地区別委員長、事務局長会議(6) 農協合併営農改善推進地域の指定(7) 県議農協議員との座談会(9) 東北、北海道事務局長会の上の山で開催(9)。参院選推せん候補決定 山形県農協青年15周年記念大会(12) 県畜青連役員との話し合い(41.1) 農協青年組織再編成に関する資料作成(1)</p>	<p>農協総会对策ポスター印刷配布(3) 米価に関する団体共同会議(5) 系統組織整備に関する要請運動(5) 県農対本部へ組織代表4名派遣(6) 県知事との座談会(以後継続) 合併農協組織担当者研修会(11) 全国体験発表会へ佐藤和雄代表(11) 県知事選で推せん候補決定 全県下組織代表者会(12) 第1回農協青年幹部養成研修会開催</p>
昭和42年度	昭和43年度	昭和44年度	昭和45年度
<p>4Hクラブとの交換座談会(3) 県農協青年組織OB会結成(3) 「地上ではげむ会」設置促進(6) 東北、北海道交換研修会参加(7) 県南集中豪雨の救援活動とカンパ(9) 県選出国会議員との座談会(12) 地域営農改善事業推進 「60万トン米づくり運動」の促進 地区別県知事との座談会 「青年の船」渡部和夫派遣(43.1)</p>	<p>米穀集荷金融登録替運動展開(3) 組織強化指定地域会議(5.10) 農協農政対策推進協議会設置促進(4) 米飯学校給食推進運動(6) 地域営農改善推進研修会開催(8) 読売新聞ポイコンネット運動展開(9) 畜産経営果樹専門研修会実施(8.11) 十勝沖地震見舞カンパ</p>	<p>県農対米穀、畜産、果樹専門委員派遣(5) 自主流通米制度に関し全米商連と座談会(6) 米価要求上京組織統一運動(6) 米価据え置きに関し県農対に要請書提出(6) 自主流通米に関し各連会長との座談会(9) 「良質米生産向上運動」の展開 山形県農業基本構想研究会(12) 稲作、果樹、畜産、経営4専門研修(2.11) 衆院選で自民党対決姿勢(12) 米生産調整対策運動</p>	<p>県組織役員知事と懇談(4) 組織強化指定地域代表者会(7) 農業基本構想推進研修会(7) 地区別県知事との座談会(8.9) 各農協連会長との座談会(9) 畜産、稲作専門研修会(8.9) 山形県農協大会へ参加(10) 東北、北海道組織代表者会(天童)(11) 全国活動体験発表会井上憲一派遣(11)</p>

### 第Ⅲ編 山形県農協運動の推移

農業基本構想の学習、生産者の組織化、団地造成への先駆的役割、専門部活動の推進・作日別生産組織との連携強化、「県農業基本構想推進本部設置」の要請（要約）

#### (4) 農政活動の展開

食糧制度堅持と米の生産調整に関する要請（①全量買上げ、二重米価、一元配給を前提とする食糧堅持、②米価はあくまで生産費所得補償方式、③米生産調整は、食糧生産の地域分担の明示と農畜産物の価格保証政策を確立すること）、農畜産物の政策的消費拡大対策要請、農業生産・農家生活近代化促進の具現化要請（内容省略）、市街化区域内農地の宅地並み課税阻止、出稼ぎによる事故防止と就労対策を講ずるとともに、解消をはかるための総合的、抜本対策の要請（要約）

#### 〔昭和40年代後半〕 減反と都市化と出稼ぎと

昭和45年から始まった米の生産調整、おし寄せる都市化の波、44年からの据置き米価、ついに狂乱状態にまでなったインフレは、農村生活を極端なまでにおびやかした。出稼ぎは通年化し、オール兼業化した。村に行っても年寄りと子供しかいないから、日中、村に行っても用足しができないといわれるようになった。生産意欲は減退し、農業・農協組織は質的転換を迫られた。

青年部活動にも大きな影響を与えた。婦人部は比較的集まりはよいが、青年部は集まりが悪いといわれるようになった。米価運動とか総会とか何かの行事が主体になって、従来のような層の厚い日常活動は薄まっていき、青年部活動を維持するため委員長はじめ幹部だけの活動に集約されるようになった。県農業会議が行なった「農業者青年に関する意識調査」（農業に従事し、その地区のリーダーをしている15～35歳の青年1,102名、調査時点46年8月1日）の結果は次の通りだった。「農業はやりがいがある」「好きだから」が半分を占め、「日本農業の将来は暗い」も、半分を占めながら、今後、農業を続けると言いきる青年が92%もあったことは、激動する農村環境のなかで青年たちの農業意識の底流がうかがえる心強い調査結果であった。

#### ＜県農青協が重点においた諸活動＞ 昭和46年以降

県農青協は、昭和46年以降、毎年、「農業指向青年の動向は年々減少しつつある」と事業報告を行なった。前記農業会議の調査は、現に農業をしている青年の一部にあてたものであり、青年部組織全体に前記調査結果をそのままあてはめるわけにはいかない。農業はやっているが、そのやり方と組織への結びつきのうえで、農青協はこのような事業報告をしたのであろう。

変わり目に立った県農青協は、46年12月「山形県農協青年組織の活動と組織」を組織専門対策委で策定し、47年2月に設定した。その詳細は省略するが、その大筋は、28年5月の全国農協青年組織5原則（いわゆる鬼怒川5原則、①農協運動を推進する組織である、②農村青年組織である、③自主的な組織である、④同志的組織である、⑤政治的に中立の組織である）の再確認と今日的演繹解釈による原則準拠であった。活動の方向づけとしては、統一綱領を土台にしての①営農活動、②学習活動、③農政活動、④地域社会活動、⑤教育文化活動の事業体系の整備であった。また、組織構成では、盟友の年齢制限として上限を39歳においたことと、盟友の農協組合員化をうたったことが特徴的だった（鬼怒川5原則のころは35歳を上限とし、それ以前の青壮年連盟時代は40歳代の壮年も含まれていた。いま再び39歳に上限が伸びた）。

#### 昭和46年度

県下組織代表者会議（上・下期）、第1回幹部養成講座開設、県政への要請（後継者育成資金枠拡大・海

外派遣)、「青年部加入のしおり」発行、基本構想促進研修会、専門部リーダー養成研修会、「農業の将来」  
「農協への提言」論文募集(応募3点)、「農協総会提言事項」をまとめ各単組配布、「中央会・各連会長との  
座談会」(県連組織整備など)、米価要求上京組織・全青協統一運動、参院選で「反自民」の態度を鮮明。

#### 昭和47年度

県下組織代表者会議(上・下期)、第2回幹部養成講座開設、海外派遣要請が具現し第1回派遣(県副委  
員長・竹田、高橋、委員・渡部)以降毎年継続、専門部活動・肉用牛出荷から屠殺・解体まで追跡調査(東  
京)、夏期研修会(組織、農協、営農、農政)、米価要求特別運動(米審向け40名派遣)、県知事との座談会  
(県内4か所)、全国青年大会(東京)へ100名派遣、青年組織活動実績発表、県農林行政に対する要請、東  
北・北海道実績発表会に川西青年部・和田代表

表Ⅲ-23 県農協青年組織歴代役員名簿(3役)

年度	委員長(単組名)	副委員長(単組名)	事務局長
昭26	田中啓次郎(金井)	今井勇(新堀), 樋口清(鮎貝)	鏡貞夫
27	"	押切朝吉(新庄市), 安部又右=門(上郷)	"
28	白田要右=門(大谷)	押切朝吉(新庄市), 安部又右=門(上郷)	"
29	"	"	草刈政蔵
30	"	"	"
31	高橋三嗣也(酒田市)	尾形賢雄(西根), 佐藤昌夫(窪田)	設楽信也
32	"	"	"
33	"	遠藤侃(高島), 佐藤昭治(干布)	"
34	遠藤侃(高島)	大越庄右=門(小田島), 高橋庄七(高松)	"
35	"	大越庄右=門(小田島), 土井保男(一条)	"
36	高橋庄七(高松)	近野太郎左=門(屋代), 関口修(西荒瀬)	"
37	近野太郎左=門(屋代)	高山倫雄(十六合), 安喰慶美(古口)	"
38	太田栄市(藤島町)	近野太郎左=門(屋代), 小室貢(袖崎)	後藤和助
39	"	小室貢(袖崎), 後藤正美(窪田)	"
40	高山倫雄(十六合)	小室貢(袖崎), 高橋庄左=門(楯山)	"
41	"	高橋庄左=門(楯山), 大津賀源一(大塚)	"
42	大津賀源一(大塚)	伊藤硬(泉), 鳥誠一(天童市)	"
43	伊藤硬(泉)	鳥誠一(天童市), 赤木照雄(米沢市)	"
44	船山達郎(川西町)	沼沢正敏(舟形), 粕谷清治(広野)	後藤耿
45	"	粕谷清治(広野), 鈴木広吉(山形)	"
46	粕谷清治(広野)	鈴木広吉(山形), 矢作静雄(古口)	"
47	鈴木貞悦(村山市)	高橋秀也(真室川), 竹田重栄(高島)	柿崎愈
48	"	佐々木義行(新庄市), 富樫文雄(南平田)	"
49	富樫文雄(南平田)	土屋完治(天童市), 黒田剛昭(米沢市)	"

表Ⅲ-24 県農協青年組織数・盟友数の推移

年 区分	昭35	昭36	昭37	昭38	昭39	昭40	昭41	昭42	昭43	昭44	昭45	昭46	昭47	昭48	昭49
組織数	180	176	162	157	157	157	91	92	94	96	83	83	57	57	60
盟友数	13,316	12,845	10,750	10,750	10,750	10,750	11,056	11,056	10,985	11,695	12,021	12,021	11,027	10,850	8,505
組織率	79	72	72	72	73	82	68	71	73	86	74	74	69	69	74

〔注〕 県農青協20周年大会資料および農業協同組合年鑑による。

#### 昭和48年度

県下青年部委員長・事務局長会議、夏期研修会・冬期研修会、第3回幹部養成講座、東北・北海道実績発表会へ天童青年部・赤塚代表、全青協20周年記念事業・日ソセミナーに12名派遣、世界的食糧危機をむかえ4年据置き米価粉碎・出庫拒否米価闘争、県内・各種青年組織と交流、東北・北海道実績発表会へ天童青年部派遣、日中農業農民交流協会友好訪中へ鈴木委員長、青年組織活動実績発表会と日本農業賞特別発表（羽黒町・丸山武夫）

#### 昭和49年度

米価運動に集中した49年度活動「6.6一道十県農青協出庫阻止決定→県米对本部長へ申し入れ→(県米对本部長から統一運動確認の通告を受ける)→6.14~21出庫阻止行動→(県米对本部長から警告を受ける。6.17全青協統一見解発表)→6.17出庫阻止行動解除指令発信→6.20 県米对本部長宛と6.21全青協委員長宛に統一見解の撤回を求める抗議文発送。→7.9~10出庫抑制闘争→7.26米価決定・県青協役員会で49年米価運動を総括」全青協主催アメリカ・セミナーへ3名派遣、東北・北海道実績発表会へ代表2名派遣（遊佐町・尾形、酒田・三浦）

## 第4節 農協婦人組織活動

「農協婦人のうた」

陽に灼けた手をして  
 来る日も来る日も  
 農にとりくむ野のマリア達  
 あなた方に  
 楽しい明日が  
 約束されなければならない  
 (本沢農協長 横尾健三郎)

戦後も間もない昭和22年、農家の主婦だけの集団が生まれた。大豆をつくり、共同集荷して、設立したばかりの農協にそれを持ち込んだ。庄内の黄金村だった。その後、25年、農協婦人部として第一声をあげたのが、海に近い大山町農協婦人部だった。以来、27年ころまで県内各地に続々と農協婦人部が誕生した。全国婦人部協議会の発足は27年だった。

県農協婦人部協議会が結成されたのは28年11月29日であった。34年までの県婦人部活動は、『山形県農協沿革史』（前編）で紹介されたので、本史では昭和35年以降の歩みについてその概要を述べよう。

## 1. 県農協婦人部10周年記念大会（昭和37年）まで

昭和35年には県下198の婦人部、36年には202の婦人部があった。婦人部のない農協は12組合であった。

農協婦人部結成の悩みは「村には、婦人会があるのでわざわざ勢力を二分するような農協婦人部を二重につくる必要がない」とする動きがどこにもあった。公民館、社会教育関係は婦人会側だった。そちらのほうに遠慮して、農協婦人部設立をしぶったところもあれば、名ばかりの婦人部をつくり、中身は婦人会そのものだったり、あるいは婦人会の一部門にすぎなかったのも県下には多くあった。この地域婦人会との関係はのちのちまで尾をひいた。なかには田川地方のように、はやばやと農協婦人部独立ののろしを上げ、ひたすら農協婦人部として割り切って活動をすすめたところもあれば、婦人会と婦人部混合状態でスタートした酒田飽海地区のように総会の席上で婦人会に離縁状をたたきつけるように訣別宣言をし、農協婦人部純化に向かったところもあった。

県内どこでもそうだったが、農家の主婦だけで独立した婦人部は、水をえた魚のように協同活動に活発な行動を展開した。目をみはるような業績が上がっていった。これならいけるという自信が農協にも、農家の婦人達にも広がっていった。しかし、農協婦人部は、農協からお金をもらって動く御用婦人部だとか、おおかえ婦人部で自主性がないのだとか、モノ売り婦人部だとか蔭口をたたかれたこともしばしばだった。そのことがかえって農協婦人部の結束にもつなげる結果になったところもあれば、それがために動揺したり、解散したり、有名無実になったりしたところもなくはなかった。こんなときに、各地区婦人部協議会は激励し応援して婦人部組織未設置農協解消運動を展開した。

毎年、7月一泊で、県下婦人部幹部約200名が参加して、県婦人部協議会と中央会共催で研修会が開かれた。中央から、地方から毎年延べ幾人もの講師をよんだ。講師の話聞いて、その話は、自分達農家の味方なのかそうではないのかとじっと聞き分けた。そして、聞いたのちに分かれて分科会になると緊張感が去り、一挙に眠気もさめたりして、農家同志の気の許しあえる雰囲気に入れ、主題そっちのけの、いいたい放題の話に花が咲くことも多かった。司会に選ばれた婦人部員は司会のしようのないまま時間切れとなって、付添いの農協婦人部事務局長の分科会のとりまとめ作業に入るのだが、これまた大変にご苦労なことであった。

発言が、主題に集中して、整然と運ばれていく分科会もなかにはあって、全体討議のときの発表ではカッコよかった。だが、ナマの話が自由に飛び交う分科会もまた部員達の心を強くとらえるよさもあった。ことが婦人会との関係、反農協的なことになると、いずれも目が輝き、ひざをのりだした。

分科会テーマは、「家計の合理化」「農業生産の向上」「組織強化を阻むもの」「農協の事業推進」などが主であった。研修会は、単位婦人部でも、各地区婦人部協議会でもそれぞれの計画にしたがって開催された。研修会のほかに、夏の暑い盛りに2か月かけて部落班長ブロック別協議会が開かれ、毎年4,000名ほどの婦人部員が参加した。秋には県婦人部大会が開かれ、「組織」「教育」「生

産」に取り組む姿勢とか、家庭管理、農政問題をかかえて氣勢をあげた。

東北・北海道ブロック会議、全国農協婦人部大会への参加、青年部と合同の組織担当者会議も行なわれ、また「農協婦人部国内交換学習」では、新潟、富山の婦人部との交流をするなど系統的組織提携もはかった。

婦人部事業のなかで、34年から3か年計画ではじめた婦人部貯蓄10億円達成運動を2年目で目標突破し、クミアイマーク愛用実績をも伸ばし、定時定量は根気よく全農家に浸透させていった。

米の集荷、金融登録替では、青年部と共同戦線をはって獲得にあたった。共済では、とくに、新規の子供共済こそ婦人部にうってつけの事業だとして、その実績を拡大した。

米価要求県大会、全国大会、食管制度改廃粉碎県大会等では、農村の生活実態から押しだす婦人部独特の農政主張を会場いっばいに訴え、示威行進にも積極的に参加した。

生活改善では、家計簿の普及と記帳講習、食生活改善、冠婚葬祭の簡素化、農休日の設定、月給制、共同炊事、季節託児所、簡易水道の設置、花嫁衣裳、農協理美容室活用などに主力がおかれた。

婦人部活動のなかでも「体験発表会」は花形行事の一つだった。体験発表会は、部員相互の研究の場でもあり、アイデア開発の場でもあると同時に反省の場でもあった。また、口べたな農家の主婦の発表技術練磨の場でもあり、協同意識結果の場でもあった。体験発表後は必ずといってよいほど、楽しいレクリエーションが開かれた。

そのほか、「家の光」普及と記事活用、読書会活動などを通じて幹部だけの婦人部にならぬよう常時部員間の交流が求められていた。

以上が、昭和30年代前半における婦人部活動の大要である。この経過の中身は、大なり小なりその後も継続された。

<山形県農協婦人部10周年記念大会開く> 37.8.18, 山形市県民会館ホール

「そよ風に そよ風に 優しくかおる黒土の この春を讃えん……」といつもながら、農協婦人の歌を合唱してから、綱領唱和、挨拶(斉藤かねみ会長)、経過報告、表彰、「特別功労者表彰」初代会長・鈴木きく、2代会長・田宮よし、「功労者表彰」伊藤てる、安藤公子、宇井りき、阿部ハツエ、松田きゆう、中島みどり、淀野みつゑ、岸ヒサ、吉住芳乃、井上さだ、佐藤よしの)、来賓祝辞と続いて、協議に入り次の決議が満場一致で採択された。

#### 決 議

1. 山形県農協婦人部組織10周年記念事業としてキッチンカー2台を購入しその活用をはかる。
2. このため県下全農協婦人部員は、昭和38年3月末日まで1人当たり50円の資金を拠出する。

キッチンカー「農協婦人部号」の購入活用の提案理由の一部

「……農村人口は地スベリ的に都会に流れ、私たち婦人は、ただ単に家庭管理や育児に専念することは許されず、農業生産そのものにも直接たずさわらなければならない立場となってまいりました。このようなことから、本来私たちの責任においてしなければならない育児をはじめ、衣生活、食生活、休養娯楽、教養文化など家庭管理、生活の問題については、それがあすの働く力を生みだすもとであり、農業近代化の根本であることがわかってはいても、十分に心を配るゆとりすらつくりだせない状態となってきました。私たち農村の

子弟の体格が都会の子供たちにくらべ年々劣ってきていることや、大人の場合も、栄養のかたよりや、重労働などのいろいろの原因から、健康をそこねる割合も多く、平均寿命も短いなど、多くの問題が指摘されております。……このようなことから私たち農協婦人部は、いままでも組織運動の最重点事項の一つとして農家生活の改善、合理化につとめてまいりました。しかしその成果は、また、十分とはいえず、その必要性は今まで以上に重要なものとなってまいりました。そこで組織10周年を記念して提案するものであります。

## 2. 10周年大会（昭和37年）から20周年大会（昭和46年）まで

昭和35年には婦人部未組織農協は12であったが、46年には3に減少した。総合農協に対する婦人部の組率化率は、全婦協調査によれば、本県は、全国第3位という高率を示した。来る年も、来る年も未組織解消に努力した結果だった（第1位・香川100%、第2位・佐賀県と福岡県99%、第3位・山形県97%）。

農協合併助成法（36年）後、全国的に農協の合併はすすみ、本県は、40年になってから急速にすすんだ。農協合併に伴って、農協婦人部も、合併後の婦人部の在り方、再編成の仕方を検討しながら、農協合併に後続して合併していった。

青年部には年齢制限があるが、婦人部にはそれが無い。41年当時の年齢別構成比率を県中央会調査によると、29歳まで7%、30～39歳22%、40～49歳39%、50～59歳27%、60歳以上5%であった。

本県婦人部第1号の大山農協婦人部・吉佳芳乃部長の体験発表「私達の組織では、年齢差によるものの考え方や能力、体力、感情、習慣、地位などのちがいをそのままにした年齢無差別組織、悪く言えば十把ひとからげ、鶴の一声組織であってはならないとして、せめて若妻部を婦人部のなかに組織したら婦人部全体が引き締まるだろう、活気もでるだろうと考えて若妻部を組織しています。結果はよろしいようです。」ということが契機になって、県婦人部全体で大山方式を拡大する方向を決めた。何回も県婦人部のなかでその具現化の検討が重ねられた。しかし抵抗なく拡大されてはいかなかった。冠婚葬祭の簡素化もかけ声ほどにはうまくすすまなかった（なかにはよい実績をあげている婦人部もある。遊佐など）。生産から販売までにもつながり、ゆりかごから墓場までが含まれる婦人部活動の守備範囲は広い。農協の信用・経済事業を婦人の立場で推進するだけの組織ではなく、広範な事業活動を抱えている。それがために、ともすれば網羅主義にもなりやすい。そこで、年齢のうえて、若妻部をもつ方向を求めたことと併行して、事業活動のうえて専門部を設ければ、網羅主義もチェックされるし、いきおい若妻部機能も果たしやすくなるとの理由で、専門部を設置する婦人部が増えていった。例えば、学習部、読書部、生産部は、若い婦人層向けになるし、総務部、貯金推進部などは先輩婦人層でよいなどであった。専門部設置は、全県的統制を加えず単位婦人部の自主判断で設置された。40年代に入って、高齢層、中齢層、若妻層の三部制が推進されるようになった。

### <農協婦人大学を開設>

組織リーダーとして農村に残り、農業生産に励みながら農協運動の推進者となる婦人の養成を目的に、県婦人部は、46年から3か年計画で農協婦人大学を開設した。その初年度のもようは次の通

りだった（2年目以降省略）。

46年度第1期修了生41名。

3回に分けて勉強。

第1回開講（県農協研修室）7月19日

講義—協同組合論「協同組合とは何か」（県中皆川常務），農村社会「変貌する農業と新しい農民像」山大勝又助教授，座談会「婦人大学に入学して」

第2回1月18日～19日

見学—鶴岡生協

講義—協同組合論，組織論「組織運動リーダーの任務」（鶴岡生協佐藤専務），座談会「鶴岡生協家庭班と語る」，組織論「農協婦人部の組織と活動」（県中庄内支所鈴木次長）

第3回閉講式（県農協研修室）3月2日

自主研修，「意見発表」①若妻層の加入促進をはかるにはどうするか，②魅力ある婦人部活動をするにはどうするか。座談会，「婦人大学に参加して」

婦人大学の前は「農協婦人教室」開講（45年）

40歳までの中堅層を対象に婦人教室を開き，51名が参加して農協婦人部の直面する課題研究に取り組んだ。

単位婦人部ごとに小グループに分けて，婦人部員全員が学習できるように統一学習月間を設けた。

「組織強化3か年計画」を樹立

県農協婦人部は，45年に樹立された「山形県農業基本構想」の実践をはかるべく，農協総合3か年計画より一足先に組織強化3か年計画を樹立。その支柱は①婦人部5原則，綱領の再確認，②活動しやすい組織体制づくり，③単位組織の点検活動，④若妻層の加入促進。3か年計画実践活動として地区別幹部研修会・部落班長研修を開催。

「山形県農協婦人部はじめて海を渡る」（47年10月）

外国の農家の人達はわれわれのところは何回も視察にやってきたが，われわれ婦人部は外国の農業をみたことがない（以前に斎藤かねみ会長の訪ソはあったが），是非この目で勉強したい。これが念願だった。中央会，各連，県議会（とくに守谷県議ら）県当局の支援があって日本農業新聞主催の欧州視察団にまず竹田会長，佐藤豊江理事が参加した。その後，毎年継続されてきた。

「県内農村を訪ねて回ったキッチンカー」

10周年大会で決議したキッチンカーは，6万6,000名の部員拠出金と各連の応援で，38年に2台を購入。1台は内陸を回り，1台は庄内最上を回った。内陸車は，中央会平沢・山経菊地運転手，中央会・鹿野栄養士，山経，二戸・嵐田栄養士が交互に乗り，庄内・最上車は庄経高橋・池田運転手と中央会田宮栄養士とが交互に乗った。来る日も，来る日も県内を回った。キッチンカーの来るのを部員達は待っていた。車が止まる。運転手は降りるとすぐ健康体操の指導員に早がわりする。その間，栄養士は車のなかで料理講習の準備をする。いよいよ料理講習がはじまる。婦人雑誌にみる高価な材料ではなく新鮮な栄養価たっぷりの自作材料で作れる料理を主にした。摂取必要カロリー，ビタミン含有量，着色添加物の注意などおり込み，上手な料理のコツが話され実演された。部員達はみな真剣だった。料理のあとにはいろいろな婦人部活動も話題に出た。ときには組合長・参事・農協職員も加わった（表Ⅲ-25参照）。

5年間にわたるキッチンカーの果たした役割は大きかった。だが反面，広範な生活面活動がキッチンカーがあることによって食生活の改善のみに集中しやすく，また車もくたびれてきたので，42年に廃車することになった。機関車D51が惜しまれたようにキッチンカーも惜しまれて県婦人部を去った。その後，しばらく白鷹農協婦人部と米沢農協婦人部で愛用された。

<43年から婦人部活動の質が変わる>

その理由の第1は，農協総会の主役は主婦たちが変わってきたことである。出稼ぎ兼業化の進行



で主婦が農業労働の主体になり、農協総会出席者も主婦が目立って多くなってきた。

県婦人部は、総会資料の事前研究と総会提案事項の検討をすすめるようになった。農協総会を意識しはじめれば当然第2として、単協の合併はすすんだが、連合会はそのままで、農協機能を発揮するに問題ありとして、県青年部と協議しながら各連を訪れ、問題点

の究明と組織から積み上がった意見の申し入れを行なうようになった。第3にはキッチンカー廃止後、生活活動の総合化をはかるとともに、婦人の生産グループ活動を展開するよう県内4か所に特別推進地域を設定した(村山市、大豊、南陽市、三川町の各婦人部組織)。第4には、洋梨、スイカ、冬野菜など県内特産地と県内消費地の生産・消費をつなぐ婦人部交流をテストケースとして、高島町農協と庄内消費希望地農協との間で行なうようになった。(このように生産・流通面も婦人部の重要課題として背負うようになってきた)。第5には、「暮らしの積み上げ運動」が全国運動として起こった。氾濫する消費拡大、消費は王様のキャッチフレーズで使い捨て時代が到来し、そのなかで婦人部は、主体性ある消費行動に立たねばならぬとして、看板だけの「暮らしの積み上げ」ではなく、その底にある質こそが大切だとして再び月給制(最盛期は30年代前半)を取り上げ、そのなかで成人式衣服とか嫁入道具の簡素化運動などを取り入れた新たな生活設計確立運動を展開しはじめた。

ところがこのころから、全国的に「婦人部にだけ生活購買をまかせては事業が伸びない」というムードが強まった。とくに、農協の組合員構造の変化が激しい西日本などでは、実質、どこからどこまで組合員であるのか婦人部、婦人会、消費者グループ、生協などとの境目が薄れ、農協としても農協の頭に都市の字がつく都市農協は如何にあるべきかが、大きな問題となってきた。

このように、農協にも婦人部にも大きな変化が現われてきたとき、米の生産調整という決定打が打ち込まれたのである。

＜山形県農協婦人部結成20周年記念大会開く＞ 46.11.30、県民会館ホール

綱領唱和にはじまって、竹田会長の挨拶、東海林副会長の「経過・現状報告」と続いて協議に入ったが、会長挨拶では、「われわれの生活は圧迫されている。ひとりひとりでは弱い。われわれの力を団結と知恵で強くし、これを農協運動に結集しよう」と会場いっぱい呼びかけ、副会長は、婦人部創立当初からの組織と活動経過を述べて、「30年代前半は、営農・生活の学習はもちろん、読書会・家計簿記帳、共同炊事・季節託児所・簡易水道の設置・花嫁衣裳購入・台所改善・理美容室設置・愛の小箱運動、また営農・農政面でも30羽養鶏運動、共同作業、営農設計樹立への参画、米価運動への参加などの活動を行ないました。30年代後半から、婦人部活動は、個人の要求から地域ぐるみの要求へと移行し、若妻組織の育成、地域営農改善への参加、農協合併推進、健康を守る運動、生活指導員設置要請、農協民主化等に取り組んでまいりました。こうして私たち県農協婦人組織は、いま、112農協中、108組織、6万7,413名の部員に成長しております」と現状報告を行な

表III-25 キッチンカー活動実績

年次	組織数	会場数	指導日数	受講人員
昭38年	481	302	317	13,629
39	325	407	304	15,421
40	238	287	234	11,463
41	187	217	186	8,139
42	102	103	103	3,625
計	1,333	1,406	1,144	51,154

〔注〕 県中央会

った。

#### 決議したこと

##### 1. 「農協婦人の森」を設置する。

20年の輝ける農協婦人部活動の年輪を永遠の記念として未来にとどめるとともに、緑化推進の一助として記念植樹を行なう。

##### 2. 「かあさん定期」貯金運動の実践をする。全部員が参加する。

① 加入期間 46年12月1日～47年3月31日

② 加入種目 1カ年定期貯金

③ 加入金額 1人5,000円以上

④ 記念証書 記念シール添付した証書を発行する。

##### 3. 70年代にふさわしい農協婦人部づくりをする。

① 農協婦人部5原則・綱領を再確認して「組織強化3カ年計画」の完全を実施する。

② 若妻層の婦人部加入を積極的に進め、年代別・目的別活動を活発にする。

③ 全農協に生活担当部署および生活指導員の設置を要請し、婦人部事務局体制の整備強化をはかる。

④ 単位、地区、県組織ごとに他の婦人団体との連携をはかり、協同体制のもとに有機的運動をすすめる。

##### 4. 営農と生活を守る運動に積極的にとりくむ。

① 営農団地づくりを柱とする農協総合3カ年計画の推進および農協合併の推進にすすんで参加協力する。

② 生活の安定向上をはかるため、農協に「生活総合センター」の設置を要請し、生活全般にわたる体制づくりをはたらきかける。

③ 長期にわたる明るい豊かな生活を築くために「生活設計」づくりに組織をあげてとり組み、その中心的役割をはたす。

④ 家族ぐるみ、地域ぐるみの「健康を守る全県一斉運動」を組織し自らとりくむとともに農協での積極的展開を要請する。

⑤ 物価調査・商品研究の活動を進めるとともに一般消費者と連携し、農畜産物の消費拡大、物価引き下げなど幅広い消費者運動を展開する。

##### 5. 婦人の地位を高めるための学習活動を強化する。

記念講演「農村婦人の歩みと私の人生」と題して全国農協婦人組織協議会長・白井小浪。

### 3. 昭和47年以降

「農協婦人の森」を米沢市平賀沢に昭和47年5月10日設定した。200名の県婦人部員がクワをふるって41aの土地にトドマツ、カラマツ等500本を植樹した。向う5年間は、県婦人部で管理し、将来は、青年の森の一環として子供や孫の憩の場となるよう、山形県農協婦人組織活動の歴史の1ページを「婦人の森」に託して刻んだ。

同大会決議の「組織強化対策」では、「組織強化3カ年計画の実践」「部落段階活動の活発化対策」「単位組織の点検活動」「組織の実態調査」「組織幹部研修会」を実施した。

出稼ぎと兼業化の進行は、婦人部組織の体内変化をもたらすようになった。婦人部の分科会のこれまでの通例は、生活分科会とか組織強化分科会への出席率が高く、農政とか生産分科会への出席率が低かった。それが、こんど戸主や長男の出稼ぎ増加によって生産面をも婦人が担当するようになり、生産分科会への出席率が一挙に高まった。と同時に、一方では婦人自ら工場に働きにでるようになり、なかには夫婦で出稼ぎにでるケースもでてきた。集まりがよいといわれた婦人部は、必

ずしもそうではなくなって、体内変化をきたすようになったのである。

第17回県婦人組織通常総会では、「婦人の農外就労の増加，農村社会の変化に対応しきれない組織が多くなってきた。……活発な活動をする組織づくりが必要だ」と強調した。研修内容も活動内容も従来とは一変し次のようなものになった。

①ファンタ，コーラはボイコットしよう，②インスタント食品にたよらない生活をしよう，③牛乳をのもう，④趣味を活かす活動をしよう，⑤冬期間の内職斡旋を農協に提言しよう，⑥婦人部に老人部を設置しよう，⑦公害のない企業誘致をさせよう，⑧カドミ汚染米の問題解決を早くするよう要求しよう，⑨食品添加物の検査体制を確立させよう，⑩健康診断の国保適用を要求しよう，等であった。

これらの活動を，生活実態のなかから裏付けようと，県組織は県内8,000名の部員を対象に「農協生活事業についての苦情アンケート」調査を実施した。48年の前半は，日本列島改造問題にあおられ，後半は狂乱物価・物不足で痛めつけられた田中内閣の末期症状であった。

県婦協は，組織強化3か年計画の第3年目にあたり，アンケート結果を土台に①原則・綱領の確認，②役員の特任制（地域婦人会役員との兼任廃止），③自主財政確立（会員300円以上のこと），④事務局体制の強化を重点に3か年計画の掉尾を飾ろうと努力した。

リーダー研修，中堅幹部研修会，3年目の農協婦人大学の開催など物不足対策を重点に農村消費者活動を（モニター制，班づくりなど）おり込んでの実施だった。

＜第10回県農協婦人大会開催＞ 48.8.31，山形市産業会館

県下婦人部員300名参加のもとに，第10回大会が開かれた。大会は，情勢・活動報告，決議，宣言，申し合せの採択を行なった（記念講演「農村の変化と婦人の役割」むのたけじ）。

決議事項—①農協婦人部組織の強化，②農村の老後問題，③農民の健康管理活動の強化，④基本農政の確立。

宣言（要約）—「農業および農村は危機的状況におこまれています。わたくし達県農協婦人組織は，部員6万7,000名の代表者をもって本日第10回大会を開催し，当面組織部員としてとり組むべき諸問題を決議しました。わたくし達は，この大会を契機により強く，組織に英知を結集し，農協のよりどころとし，農業を守り，健康で明るい農村社会建設に一層の努力をすることを誓います。48.3.31，第10回県農協婦人大会」  
農業と生活を守る活動として，県内4地域で，婦人部長と農協生活購買部（課）長との地区別会議が開かれた。全体討議では「生活のムダをなくする運動」の推進，「Aコープマーク品愛用運動の推進」「貯蓄増強コンクール」の開催等が申し合せ決定された。

そのほか健康を守る活動では各連と共催で350名が参加して，健康会議が開催され，農政活動では基本農政，確立，要求米価実現（東京すきや橋公園で消費者のよびかけ「ふるさとの米を味わおう集会」の開催等）などの積極的展開であった。

「白田直樹君の作文」

いつも，おかあさんは，おとうさんが出かせぎに行く時は心配して「からだにきいつけでな」と言います。家のあたりを，1か月ほど前にかたずけたら，おとうさんに出そうとしたおかあさんとぼくの手紙が出てきました。ちょっと読んでみたらおかあさんには「うわきしてもいいですから，からだだけは気をつけてください」と書いてありました。ぼくのも読んでみたら「みやげいっぱい買ってきて」などと書いていたので，はずかしくなりました。おかあさんがどうして手紙を出さなかったかという，ほんとうにうわきなどされるとこまるからだと思いました。（西村山郡朝日町大沼分校4年）

表Ⅲ-26 県農協婦人組織数・部員数の推移

年 区分	昭36	昭37	昭38	昭39	昭40	昭41	昭42	昭43	昭44	昭45	昭46	昭47	昭48	昭49	昭50
組織数	198	202	202	204	205	202	120	120	108	108	108	81	81	81	77
部員数	61,897	60,638	60,786	60,698	61,080	62,027	62,027	62,027	65,029	67,413	67,413	66,086	66,086	66,086	62,105
組織率	87	89	90	93	96	105	90	92	84	96	96	72	98	98	95

〔注〕 1. 県農協各年通常総会資料による。

2. 組織率・41年の105%は、農協は合併したが婦人部はまだ合併していない場合が多かったため。

〔昭和49年度〕

高度経済成長時代は終わった。都市化の波を受けて変貌をとげてきた農村社会は、今度は深刻な経済不況のしぶきをもろにかぶることとなって、それが49年度婦人部活動の背景となった。

49年度の県農協の活動は、このため従来にない多面性を帯びた。重点は、「組織強化」「健康を守る活動」「消費者活動」「農政活動」「他団体との提携」の5点であったが、その中身においては、例えば食品公害、うそつき商品、誇大広告が氾濫するなかでの県内婦人組織内で生産したモノ、または、二次加工品で他組織へ出荷できるモノを主体に、組織間の交換購入を推進する「自然食運動」のための調査活動、かしこい消費者運動を脱皮して、市民運動にまで広がった消費者パワーへの接近活動（庄内のファンタ、コーラのボイコット運動など）、あるいは第二次総合3か年運動の支柱となった「組合員のくらしと健康を守る活動」のなかの健康会議への参加、米価運動等々であった。

とくに49年度活動の特徴は、ほとんどの活動項目が県内はもとより、東北・北海道または全国規模の活動のなかで運動が展開されるようになったことである（竹田会長は東北北海道農協の会長と全国農協理事に就任）。多面性を帯び、窓口が広がった活動実績を県農協第19回通常総会（50. 4. 18）は報告した。年間を通じてびっしり組まれたスケジュールの大半が実施に移された内容であった。

しかし報告のなかで反省されるべき諸点もあげられた。「組織強化」では、婦人部そのものの持つ意義が十分理解されていない、役員のなり手がなく、農外就労しているので婦人部活動ができないなどの側面もあれば、10年越しの若妻組織強化も不十分であり、とかく県農協と地区婦協・単位婦人部間の活動面でのアンバランスがみられる。「消費者活動」では、単なる生活資材購入としてとらえ、生活設計や暮らしと健康に結びついた運動の高まりまでには至っていない。「農協への要望積み上げ」も局部的なものにとどまっている等々であった。このようにして、経済局面が長期不況に突入した初年度はさらに深刻化する50年度へむかうこととなったのである。

表Ⅲ-27 県農協婦人部協議会歴代会長副会長

昭 35 年		昭 36 ～ 40 年		昭 41 ～ 42 年		昭 43 ～ 49 年	
会 長	副 会 長	会 長	副 会 長	会 長	副 会 長	会 長	副 会 長
斎藤かねみ	田宮 より	斎藤かねみ	淀野みつゑ	竹田 カツ	吉住 芳乃	竹田 カツ	東海林さよ

昭和49年度の重点――

「組織強化」（第2次組織強化3か年計画推進）

「リーダー養成」「農業と生活を守る活動」「消費者活動」「健康を守る運動」「農政活動」